

JICA グローバル・アジェンダ No.1

都市・地域開発

「まちづくり」クラスター事業戦略 ～人々のためのまちへ Cities for People～



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



9 産業と経済発展の
基盤をつくらう



11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
適応する

独立行政法人国際協力機構（JICA）は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

2024.12

JICA グローバル・アジェンダ(JGA)「都市・地域開発」

「まちづくり」クラスター事業戦略

～人々のためのまちへ Cities for People¹～

1. クラスターの目的

1.1 クラスターの目的

世界の人口は 2050 年に 97 億人に達し、その 68%が都市に集中すると見込まれる(「別紙 1:世界の人口動態」、「別紙 2:世界の都市化率」参照)。今日、都市の面積は世界の陸地の 2%を占めるに過ぎないが、その経済・社会活動を通じたエネルギー消費量は世界の約 60-80%、炭素排出量は約 75%にのぼると言われている²。人々の居住環境、インフラや基本的なサービスへのアクセス、自然災害への脆弱さ、行政及び社会ならびに経済活動への参加等、人間の安全保障³に直結する人々の生存・生活・尊厳を守り、豊かな可能性を実現する上で、都市は今後一層大きな役割を果たすことが見込まれる。多面的な都市の問題に対し、包括的に対応し、都市を持続的な発展の軌道に乗せることが、人間の安全保障の理念を盛り込んだ SDGs の達成に不可欠である⁴。

以上の認識のもと、本クラスター「まちづくり⁵」は、グリーン⁶、レジリエント、インクルーシブな都市⁷の発展を、デジタル等新しい技術を適切に活用の上実現・継続できる、サステナブルな都市を増やすことを目指す。これにより、グローバルアジェンダ「都市・地域開発」のビジョン「インクルーシブで暮らしやすい個性豊かな都市・地域を日本の都市とともに実現する」を実現し、SDGs ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」の達成、人間の安全保障の実現に貢献するとともに、日本の都市・地域の活性化への寄与も意図するものである(別添 1「図 1:まちづくりクラスターの目的」参照)。

なお、「まちづくり」には多くの定義が存在するが、本クラスターでは、“人々が、一定の都市において、自分たちの生活を支え、便利に、より人間らしく生活していくための共同の場を、人々の合意を得てつくっていくことである。それは、住みよい物的な空間をつくることに加え、その中で営まれる「暮らしづくり」、そこで生活しそれらを進める主体をつくりだす「人づくり」を含む”ことと定義する。本クラスター名の「まちづくり」は、欧米の法制度に単に追従するのではなく、日本固有の事情を踏まえて取り入れつつ、高度経済成長期の急激な都市化を克服して今に至る、日本の地方自治体のまちづくりの経験や教訓を生かし、開発途上国の都市と日本の地方自治体間のつながりや相互の学びに資すること等を視野に入れて協力する考えを込めたものである。

1.2 クラスターの概要

前述の都市の重要性を踏まえ、本まちづくりクラスターでは、グリーン、レジリエント、インクルーシブな都市の発展を実現・継続できるサステナブルな都市を増やすことを目指す。

日本の都市、まちづくりの特徴、強みである、レジリエントでインクルーシブなまちづくり、公共交通を中心としたグリーンでインクルーシブなまちづくり(別紙3「都市圏で比較する世界の大都市と東京」⁸、別紙4「日本と諸外国における人口・経済と交通システムの状況」参照)、世界に先駆けて直面する少子高齢化社会への対応、経済成長と急激な都市化による環境問題の悪化や危機に瀕した景観及び伝統的建造物等の保全等を契機に発展した住民参加型まちづくり、等の視点や経験を取り入れて、国内外の関係者と連携しつつ展開する。これにより、直接的には、SDGs ゴール 11 のターゲット 11.3:「2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理能力を提供する」の達成に貢献する。

また、日本の ODA によるまちづくりの協力の特徴として、日本の都市/自治体と開発途上国の都市/自治体が、相互に経験を共有し、学び合えることがあげられる。都市地域開発分野・まちづくりクラスターの取り組みを通じ、外国人材の受け入れやインバウンドが進行する日本において、海外と日本の都市間のまちづくりに関する経験交流を促進し、日本が抱える地域活性化への貢献や、人々の ODA への理解を得ることを考慮に入れて事業を展開する。

2. 開発課題の現状と開発協力のアプローチ

(1)開発協力の二ーズ

<都市人口は世界人口の7割に>

開発途上国において、かつてない速度で都市化が進行⁹している。開発途上国の都市人口は1970年の6.8億人(都市人口比率25%)から2018年にかけて約5倍の32.3億人に激増した(同51%)。この傾向は今後も続き2050年には、55.6億人(同66%)が都市に居住するようになる。これは先進国がこれまでに経験してきた都市化のスピードを大幅に上回る。都市人口の急速な増加への適切な対応が課題となっている。

<都市化に伴う諸問題>

都市は、エネルギーの70%、自然資源の60-80%を消費している。急速な人口増加によって自然環境や生活環境の劣化、住民の雇用機会へのアクセスの違い等による貧富の差の拡大等で社会の軋轢や治安の悪化など多くの問題を引き起こすリスクを抱える。中心市街地では激しい交通渋滞、大気汚染、降雨時の冠水、ごみの残存などの問題が見られ、郊外部では人口流入によって市街地が無秩序に拡大し、生活水準の低い居住地が広がる傾向にある。

CO₂ 排出量は国全体の8割を都市が占めるとの指摘もあり、将来的なネットゼロ社会の実現に向けて、都市部での気候変動緩和への対応は喫緊の課題と言える。これらの課題への対処、

都市のグリーン化が適切になされず深刻化していくと、自然災害に脆弱な都市における災害被害の甚大化、経済的な損失の拡大等を招き、人びとの暮らしや生命が脅かされることになる。

<都市計画の重要性>

これらの課題に対処するためには交通や防災等のインフラ整備や公共サービスの改善が必要となるが、こうした対策は個別セクターでの検討だけでは、全体最適の観点からは不十分であり、事後対応として行うだけでは経済的な損失を回避できず、非効率かつ効果的でなく、負の影響も懸念される。都市の将来像を見据えて、都市域の成長を規制・誘導し土地の用途を定め、人口増に応じて必要な都市インフラ及び都市施設ならびに住環境等の整備を、複数セクター間の調整や行政間での連携を踏まえて計画的に行うことで、初めて都市化問題に対する予防的な取り組み及び都市のレジリエンスの強化が可能となる。通常、インフラ整備は経済社会へのインパクトが大きく不可逆性が高いことから、あらかじめ好ましい配置となるよう計画しておくことで、都市の成長を好ましい方向に誘導し、環境の悪化や重複投資などの非効率を避けることができる。

また、都市は、人口や経済の集積によって、生産性の向上やイノベーションが生じ、GDP の80%を産出し、社会的・文化的発展の原動力ともなっている。都市化は経済、社会、人びとの暮らしを豊かにする機会をつくる。都市化による正の効果を引き出すことが必要である。

<都市計画から「まちづくり」へ>

都市には固有の成り立ち、地形や自然条件、人々が育んできた文化や風習が存在するため、多様な都市課題、様々なステークホルダーが関係するなかで、行政だけの対応では限界がある。そのため、都市・地域開発の役割のひとつとして、都市の将来像及び中長期的な指針を示し、多様なステークホルダーの協働の枠組みを作っていく必要がある。そのためには、地域への深い理解と高い業務遂行力を持つ都市計画及び都市開発の行政が不可欠である。多様なステークホルダーが同じ方向性を見ることができる都市計画をつくる、同計画を踏まえて、影響を受ける利害関係者との対話や調整を行い、施策を推進する、そして時の変化に応じて都市課題を見直し、適切に政策や施策を更新する能力が求められる。

日本では、上記のような、行政が主体となり住民参加を得て意見を反映させる参加型都市計画から、住民が主体的に合意形成を図りつつ、環境改善、景観や街並み保全等の地域の問題を解決していく、あるいはルールを検討する等の住民主体の取り組みが広がっているが¹⁰、開発途上国においても同様の動きが認められる¹¹。このような、これまで行政中心で進められてきた都市計画・都市開発に加えて、住民参加型・住民主体の取り組み、官民連携の取り組み、住民主体の基礎となる地域コミュニティ¹²の支援に対応した行政能力の向上、住民と行政やその他ステークホルダーによる協働体制の構築、等が課題になってきている。

(2)資金ギャップ

UN-Habitat によれば、都市・地域開発は SDGs の全ゴール・ターゲットの 65%に関係すると指摘している(別添2「図2 SDGsゴール 11(都市・地域開発)の関係する SDGs ゴール・ター

ゲット」参照)¹³。また、ゴール11に限らず、SDGsのゴール達成のために、2020年から2030年の間に、US\$ 38 trillionのインフラ投資が必要で、資金ギャップはUS\$5.6 trillionとしている¹⁴。他方、官民による投資キャパシティはこれを大幅に超えるUS\$ 98 trillion(内訳は、商業銀行がUS\$ 33 trillion、投資銀行がUS\$ 24 trillion、保険年金運用会社がUS\$ 22 trillion 等)と見積もられており、SDGsの達成のためには、これら資金使途のインフラ投資へのリダイレクトが課題とされている。都市・地域開発、まちづくりのODAにおいても、これまで以上に民間投資の呼び水となるような役割が求められる。都市の将来ビジョン及び中長期的な指針を示し、多様なステークホルダーの協働の枠組みをつくることで、官民連携、民間投資促進、資金ギャップ解消へ貢献すると考えられる。

(3)これまでの日本及び欧米における開発課題へのアプローチ

1)欧米、日本の都市課題と対応の歴史^{15 16 17}

<都市計画制度の発展の歴史>

欧米先進国の都市計画制度は、様々な紆余曲折を経て、①都市の土地利用の将来像、市街地のビジョンを示す法定のマスタープラン、②その内容を実現するための手段で拘束的規制手法となる土地利用規制制度¹⁸、の二層の構造をとるよう発展してきた。背景には、例えばイギリスでは、もともと拘束的規制手法であるゾーニングの一層のみだったが、余りにも硬直的だったため、上層で都市の開発の方向性を規定し、それに基づき下層で開発をコントロールする二層構造に改められたことによる。日本の都市計画制度もそれらを参照しつつ、日本固有の事情にあわせて取り入れ、段階的に整備されてきたことが特徴として挙げられる¹⁹²⁰(「別添3」表1 英国と日本の都市計画制度の発展比較参照)。

産業革命の発祥の地である英国では、産業革命により、軽工業及び重工業に従事する人々が地方から都市へ流出するのに伴い、急激な人口増による都市化に見舞われた。都市における伝染病・感染症が発生するとともに、乱開発、スプロール、交通渋滞、大気汚染を含む公害等の都市問題が発生した。上記の都市問題に対し、上下水道の整備等による衛生環境の改善、住宅地と工業地をわける土地利用の導入、道路・公共交通等の整備による人と物の移動の需要への対応、郊外部における住宅地及び住宅の整備、それらを含む都市計画で計画の策定及び土地利用の調整等を図った。

日本では、高度経済成長期の過程で、都市への急激な人口流入に応じた都市計画、その都市開発による環境破壊やコミュニティ破壊、景観や伝統的建造物保全等の観点から市民の反対運動等の高まりを受け、都市計画に市民が参加する都市計画制度が発展した。具体的には、国から地方自治体へ計画・決定の主体の変更、都市マスタープラン策定の義務化、都市計画の実効性を高めるための開発許認可の導入等が進展した。

<都市化の影響への対応>

都市化は、革新、経済成長、雇用機会の創出、人々の Quality of Life (QoL)²¹やウェルビーイング²²の改善をもたらす力を持つと認識されている。しかしながら、都市計画の不備、不適切な都市計画や都市開発管理、インフラ及び住宅ならびに都市的なサービスの欠如、雇用や経済

成長なき都市化等により、都市への急激な人口集中は、経済、環境、人々の生活に負の影響を及ぼす要因にもなってきた²³。

近年の課題として、日本を含む一部の先進国では、都市化率²⁴が高い水準を保ちつつ、国全体では少子高齢化が進展し人口も減少している。日本においては首都圏で人口流入が進む一方、地方都市では人口減、衰退が進み、地方経済の衰退、財政悪化に伴う公共サービスの質の低下等の課題が生じ²⁵、大都市圏と地方の格差が深刻化している。日本では、全国総合開発計画(全総)等により、国土の均衡ある開発を目指すとともに、近年は地方創生、地域活性化等の施策を強化してきた。しかし、首都圏への人口流入と地方の衰退の傾向は、歯止めがかからない状況である。

また、前述の通り、大都市は地球温暖化ガスの大きな排出源となっている²⁶。そのため、各国政府が、NDCにより、温室効果ガスの排出に向けた計画を策定し、日本を含む先進国、開発途上国の多くの都市で目標年次を定めてネットゼロにコミットしてきている²⁷。さらに、昆明・モントリオール生物多様性枠組(KMGBF)の採択を受け、2030年までにネイチャーポジティブを実現することを目標とする生物多様性国家戦略の改定が各国で進められており、都市開発(KMGBF ターゲット 12²⁸)においても自然・生物多様性への対応が進められている。

2) 開発途上国の都市化の状況と主要な都市課題²⁹

前述の通り、世界の人口は、2050年には97億人に達するが、今後の人口増の中心は、サブサハラ、中央・南アジアとなる。東南アジア、中南米では人口の大幅増の段階は過ぎ、今後、減少局面に転じることが予想されている。

世界の貧困人口は約11億人と予想され、サブサハラアフリカ(47.8%)、南アジア(34.9%)に集中する³⁰。このうち、約84%が地方部に住んでいると予想されるが、出生数の増加や医療の進歩医療事情の改善等で余剰労働力となった人々が、発達した情報通信手段で情報を得て、都市に移動し、都市部の貧困が深刻化すると予想されている³¹³²(別紙5「世界の地域毎の貧困層の人口」、別紙6「世界の地域毎の都市貧困層の人口、地方貧困層の人口」参照)。

都市化率は、全世界的に増加基調にあり、2050年の世界の人口の68%が都市に集中すると見込まれている³³。中南米の都市化率は北米並みに高水準に達する。今後、アジア、アフリカの都市化率は急伸することが予想される。先進国で深刻化する高齢化は、開発途上国地域では、東・東南アジア、中南米で進み、南アジア、サブサハラの順に低い水準で推移することが見込まれている³⁴。

今後、開発途上国で進展する人口動態の変化、都市化、高齢化等は世界的に一様に進むものでなく、地域、国、都市毎に、状況と都市課題は異なると考えられる(別添4「表2 地域別の人口、高齢化、都市化の傾向と主要な都市問題」参照)。

<東南アジア>

経済成長と急激な都市化の進展に伴う都市問題への対応は引き続き課題となるが、東・東南アジアの一部の国では高齢化が進展し、その傾向は広がりつつある。今後、従来の課題である計画的な都市化に加えて、都市間競争力の強化のための都市基盤整備、気候変動緩和と適応への

対応、都市の効率化、高齢者が暮らしやすいまちづくり、地域活性化等の新たな課題が顕在化することが予想される。

<大洋州>

気候変動により海面上昇の影響が深刻化する中で、人口増に直面する国々があり、国土の保全と自然災害への対応を図りつつ、人々の暮らしを維持する課題に直面している。

<南アジア>

経済成長と急激な都市化に伴い、交通渋滞、居住環境の悪化、電力不足や停電の増加、廃棄物や汚水等による環境の悪化等による QoL の低下等の問題が顕在化している。また、近年、ネパール、パキスタン、ブータン、バングラデシュ、スリランカ等では、地震や洪水等の自然災害への脆弱性が顕在化しており、都市のレジリエンス強化も重要な課題となる。

<アフリカ>

高い人口増化率、都市への人口流入により、2030 年には都市人口は全人口の 50%を超える見通しである³⁵。急激な人口増に対し、計画的な対応が追い付かず、未計画居住地区に住む人口が急増し³⁶、衛生状態の悪化、乱開発、スプロール、交通渋滞、大気汚染を含む公害、地震や洪水等自然災害への脆弱性等の都市問題は深刻化している。また、都市化が、都市の経済が停滞する中、必ずしも工業化を伴わずに進展しており、産業振興を通じた雇用創出や都市貧困の緩和も課題となる。サブサハラにおいては、人口 30~50 万人の都市で、都市化と都市の空間的な拡大が最も進展すると予想されているが、これら”セカンダリーシティ”への各国政府の政策的関心やインフラ整備等に対する公共投資は限られ、首位都市/首都との格差拡大が顕在化している^{37, 38}。

<中南米>

高水準にとどまる都市への人口集中下での公共交通や住環境等の都市環境改善、高齢化社会に対応したまちづくり等が課題となる。

<中近東>

人口は漸増の中、都市化による交通渋滞や住環境等の都市環境改善、近年顕在化する地震等自然災害へのレジリエンス、地域の歴史及び伝統ならびに文化財等の保全とそれらを活かしたまちづくり等が課題となる(以上、別紙7「世界の高齢化率(国別)」、別紙8「世界の高齢化率(地域別)」参照)。

以上のように、人口動態、都市化、高齢化等の状況は、地域毎に特徴が異なり、自ずと、国毎、都市毎にも異なることが想定されるが、これまで日本を含む先進国が経た、急激な都市化→都市への流入人口の安定化→都市人口の減少、といったサイクル³⁹を、今後開発途上国がそれぞれのペースでたどると予想される。そのため、先進国の都市が経た経験と、成功、失敗、教訓

含む対応を踏まえることで、開発途上国が、より効率的、効果的に、都市問題の解決を図ることが可能と考えられる。また、都市の内部に生じる短期的な問題に加えて、都市の存在が外部にもたらす問題、例えば、世界的に関心が増大している気候変動の緩和と適応等の中長期的な問題への対応も重要となる。

(4)他開発機関等の取り組み

1)国際連合

国際連合(UN)は、都市化(町や都市が形成され、より多くの人々が中心地に住んで働くようになり、人口が集中するプロセス)を、21世紀で最も重要なグローバルな傾向の一つと認め、都市化が経済生産性、包摂的な成長、環境維持を高めるための変革の力と捉えている。

同認識に基づき、“包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する”ことを目的として、SDG ゴール 11(住み続けられるまちづくりを)を定め、“革新と雇用を刺激する一方で地域の団結と個人の安全を育成するような方法で都市及び他の人間居住地を新しくし、計画すること”を目指すとしている^{40 41}。

2)UN-Habitat⁴²

国連人間居住計画(United Nations Human Settlements Programme: UN-Habitat)は、先導的に都市問題に取り組む役割を担う、国連システムの機関である。任務は総会によって決定され、“すべての人に適切な住居を提供することを目標に、社会的に、環境的に持続可能な都市の建設を促進する”こととされている。

2016年、エクアドルのキトで開催された国連住宅及び持続可能な都市開発会議(HABITAT III)において、“都市と人間居住の計画、デザイン、財源確保、開発、ガバナンス、運営の手法に再び取り組むことにより、あらゆる形態や規模の貧困と飢えを終結させ、不平等を削減し、持続する包摂的で持続可能な経済成長を促進し、ジェンダーの平等と全ての女性や少女の権限拡大を実現することで持続可能な開発に不可欠なその貢献を十分に活用し、人間の健康や福祉を改善し、強靱性を醸成し、環境を保護する”ことを“New Urban Agenda”として合意した。

UN-Habitat は、自身の戦略文書である「UN-Habitat Strategic Plan 2020-2025⁴³」にて、都市化する世界の中でより良い生活の質を全ての人びとに(A better quality of life for all in an urbanizing world)というビジョンの下、開発、平和、全ての人々の生活環境の改善のエンジンとして、持続的な都市化を進展することを目的に掲げ、戦略計画として、以下の4つの柱を立てている。

- ①都市と地方の一体的なコミュニティにおける不平等、貧困の空間的な是正
- ②都市、地域において広く共有される繁栄の向上
- ③気候変動に関する行動強化と都市環境の改善
- ④都市の危機に対する効果的な予防と対応

3)G7 都市大臣会合

2023 年 7 月に、高松市で、G7 会合が開催され、「持続可能な都市の発展に向けた協働」をテーマとして、「ネットゼロ、レジリエンス」、「インクルーシブ」、「デジタル」のサブテーマを含む、以下の 2 つの成果文書が取りまとめられ発表されている。

A)G7 都市大臣会合コミュニケ⁴⁴

G7 広島サミットは、持続可能な成長の推進役として、世界の都市の変革の力を再認識し、以下を加速させることに関する原則の策定を指示している。

- ①温室効果ガスの排出のネットゼロでレジリエントな都市
- ②インクルーシブな都市
- ③都市のデジタル化(コネクティビティ、都市におけるデータと技術の活用)

B)香川・高松原則⁴⁵

コミュニケで示された取り組みの指針となる以下の香川・高松原則を宣言した。

原則1:持続可能な都市のための先進的な政策アプローチを開発し、実施するため、地方政府を支援し協働する。

原則2:都市にかかる計画を周知し、解決策を生み出し、市場環境を整備し、持続可能な都市の発展に向けた取り組みを統合するために、市民社会、民間セクター、その他の主体の参画を得て協働する。

原則3:新興国や開発途上国を含む国際交流の支援を通じて協働する。

この原則3では、持続可能な都市をグローバルに達成することを目的に掲げ、①グリーンに向けた公正な移行、②インクルーシブな都市の実現、③都市のデジタル化、等について、マルチレベルの国際協力強化により促進し、革新的な都市課題解決策、相互交流、経験、戦略、優良事例の共有することとしている。

4)世界銀行⁴⁶

世界銀行は、SDGs ゴール 11、New Urban Agenda の実施、世界銀行の目標である極度の貧困の撲滅と繁栄の共有を促進へ貢献すべく、グリーン、インクルーシブ、競争力のある、レジリエントな都市化のプロセスを通じて持続可能な都市とコミュニティ(住み続けられるまちづくり)の実現を目的とし、以下の 4 つの優先分野を掲げている。

- ① 計画システムの向上と都市行政の能力強化
- ② 財政及び投資システムの強化
- ③ 地域・空間計画の促進
- ④ 気候変動・スマート・レジリエント

5)アジア開発銀行

アジア開発銀行は、“Strategy 2030 of the Asian Development Bank”における 7 つのオペレーションプライオリティの一つとして、“making cities more livable 2019-2024”を掲げ、SDGs ゴール 11、New Urban Agenda 等に貢献するとしている。同プライ

オリティでは、アジア開発銀行の協力対象国(Developing Member countries: DMC)において、都市化により人々の幸福度が大きく向上する機会になり得るとの認識を示したうえで、グリーン、コンパティティブ、インクルーシブ、レジリエントな都市の構築を目標として、急激な都市化、インフラ欠如、気候変動により増幅される災害リスク、環境負荷、高齢化、急速な技術革新、サイバー攻撃やテロ、等に対処することとしている。そのうえで、livable な都市の達成に向けた戦略的な領域を以下のとおり定めている。

- ① 統合的な開発、能力強化、ハイテク技術の利活用促進により、都市における各種サービスを省エネ、ジェンダーレスポンシブ⁴⁷、インクルーシブ、サステナブルなものとして、対象範囲、質、効率、信頼性を改善する。
- ② インクルーシブな参加型プロセスを促進することで、都市の開発に向けた財源の効率的な利用を支援することで、都市の都市計画と財政的持続性を強化する。
- ③ 資金力強化及び能力強化により、都市環境、気候変動へのレジリエンス、災害管理を改善する。

(5)日本の強み

近年の欧米の都市は、欧州では戦災からの復興という困難はあったものの、最低限必要な基盤整備は概ね整備され、土地利用は急激な拡大等を必要とせず安定的であり、市街地の将来像は現在の市街地から想定される延長線上にあった⁴⁸。これに対し、日本の都市の発展の軌跡は以下のような特徴がある。

1)急激な都市化に対応した日本の経験

欧米の都市では、最低限必要な基盤整備は概ね整備済で、土地利用は安定的であり、市街地の将来像は現在の市街地から想定される延長線上にある。

日本は、工業化、都市化のペースが速く、現在の欧米のような“計画なくして開発無し”の予防的な対応が不十分な中、欧米の都市計画制度を輸入しつつ、現状にあった形で取り入れて都市化に対応するために都市計画制度、実施体制を整備した⁴⁹。そのため、変化する時代の必要に応じて、段階的に都市計画制度を整備、補強し、都市計画、都市基盤整備、区画整理を含む面的開発を展開してきた経験を有する。

現在の開発途上国の都市は急激な都市化により、様々な都市問題に直面しているが、多くの国では都市計画制度の導入が植民地時代に宗主国によりなされた。そのため、開発途上国それぞれの社会システム、文化などが十分考慮されずに導入されたため、都市化による問題に適切に対応できていない課題が顕在化している⁵⁰。上記の日本の急速な都市化とその対応の中で、日本固有の状況を踏まえつつ欧米の法制度等を取り入れた経験は、多くの開発途上国の都市が直面する課題解決に参考となりえるものである。

また、現在の日本の都市の抱える課題を踏まえ、開発途上国における都市化の過程でどういったことを検討すべきであったか等の教訓も提供し、将来的な課題回避策を検討する上でも参考となりえる。

2)人間の安全保障の考えを具現化するグリーン・レジリエント・インクルーシブなまちづくり <グリーン・インクルーシブ>

日本は、限られた平地に多くの人口が集中する制約下で、コンパクトな土地利用及び都市開発、それを支える利便性の高い公共交通を中心とした都市開発⁵¹、公共交通志向型開発(Transit Oriented Development: TOD)を展開してきた。コンパクトな土地利用⁵²は、近年深刻化する気候変動に対する緩和を進める上で有効な“グリーン”なアプローチであるとともに、公共交通は、自動車等を持たない交通弱者を含む老若男女問わず多くの人々に対し移動手段を提供し、インクルーシブなまちづくりにつながる。

<レジリエント・インクルーシブ>

また、我が国は、洪水や地震等の多くの自然災害を経験し、それらからの復旧・復興の過程で、きめ細やかな住民参加によるレジリエントなまちづくりを展開してきた。特に、東日本大震災からの復興においては、何度も住民協議を重ねて合意形成し、コミュニティの再建を行った。そういった復興を遂げた現場を視察した、JICA の研修員や招へい者からは、“インクルーシブなまちづくり”、“人々の暮らしを中心に考えられたアプローチ”と、高い評価を得ている。なお、インクルーシブなまちづくりは、1992 年の都市計画法改正で、市町村による都市開発マスタープラン制度が創出された際に市民参加が義務付けられ、都市の将来ビジョンの検討レベルでも多くの実践を積んできている⁵³。

これら、日本の都市の特徴を踏まえた「人々のアクセシビリティ向上に向けた公共交通を中心としたグリーンでインクルーシブなまちづくり」、「自然災害からの復旧・復興経験を生かした住民参加によるレジリエントなまちづくり」等のまちづくりクラスターのアプローチは、SDGs ゴール 11 のみならず、SDGs の 65%のターゲットへの貢献を通じ、人間の安全の保障の考えである“人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実現するため、個人の保護と能力強化を通じて、豊かで持続可能な社会づくりを促す⁵⁴”の具現化に寄与するものである⁵⁵⁵⁶。

また、本アプローチは、SDGs の Goal1「貧困をなくそう」のターゲット“1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層⁵⁷をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。”及びターゲット“1.5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。”にも寄与する。

3)急激な少子高齢化社会に世界に先駆けて突入した日本の都市の経験

また、急激な少子高齢化社会に世界に先駆けて突入し、直面している都市やコミュニティの人口の持続可能性等を踏まえた地域活性化等の課題、少子高齢化に適応した歩いて暮らせるまちづくり等の先行的な取り組み、経験を有する。特に、都市、コミュニティの世代継承の持続可能性⁵⁸は、SDGs ゴール 11 においては認識されていない問題であるが、タイ、ブラジル等、東南アジ

ア及び中南米の国々では、高齢化社会への対応が必要になってきており、将来的には他に多くの地域、国々が追随すると予想されることから、日本の先行経験は注目されている。

4)街並み/伝統的建造物/景観保全と、これらを生かしたまちづくり、地域活性化の経験

1960年代以降、日本の急激な都市化の過程で危機に陥った都市の歴史、伝統、文化の保全は、市民運動が契機となり、伝統的な街並み、建造物、景観等の保全の制度整備につながった。保全された街並みや伝統的建造物等は、近年のインバウンドや交流人口増等につながる各都市の強みや豊かな個性による差別化要因となり、地域活性化に貢献しているが、それ以上に、“地域の歴史を掘り起こし、文化的なアイデンティティを高めることが、人々の郷土への誇りにつながり、まちづくりのエネルギーを高める⁵⁹⁾”ことになっている。

以上の1)～4)に記載した我が国の特徴や経験は、日本ならではの協力を展開できる基盤となる⁶⁰⁾。

(6)JICAの強み

1)日本の都市開発行政、自治体の実践的な知見の提供、双方向の学びの促進

JICAの強みは、二国間援助機関として、日本の強みを踏まえて、実践的な経験を共有しつつ事業を展開できることにある。上記の通り、日本の国土交通省、UR都市機構等の関連機関、地方自治体等が課題を乗り越えてきた経験から得られた知見を先行事例として共有し、協働することは、開発途上国自身が直面する課題の解決に効果的と考えられる。また、少子高齢化対策や地域活性化等、日本の地方自治体が直面する課題への対応を検討する上でも、現在も人口増や都市化といった状況が続く開発途上国の地方自治体との交流等による双方向の学びの場を提供することは有効と考えられる。

2)都市開発マスタープランによる科学的根拠に基づく包括的なアプローチ

JICAはこれまで、多くの都市開発マスタープランを実施してきた。都市開発マスタープランは、“都市開発の基本的な方向・方針を示し、政策の枠組み・基本施策の組み立てをする計画⁶¹⁾”であり、それを実現する手段として、都市空間・土地利用等の規制・誘導、都市基盤整備や市街地面的整備事業等があるマスタープランは、各規制・事業の正当性の根拠となり、マスタープランを通じて分野横断的な政策の調整・連携が図られる。

JICAが行ってきた都市開発マスタープランにおいて、都市交通計画の策定では、パーソントリップ調査や家庭訪問調査等のデータ⁶²⁾や科学的根拠に基づき交通需要予測を行い、計画策定を支援してきた。土地利用計画策定では、土地利用の変化、災害リスク、地形的制約など総合的に評価し、計画策定を行ってきた。自然災害の多発するような都市では、災害履歴等を踏まえたハザードマップ等科学的根拠に基づき都市開発マスタープランを策定してきた。それらは、相手国政府や自治体で公式な開発計画として承認、公表され、各規制・事業の根拠となる。住民、民間企業にとっては将来を見通した投資を検討する上で、他ドナーにとっては協力を検討する上で、都市開発マスタープランが参照される。

3)計画から実施までを見据えた一貫した実施体制

JICAは、都市開発マスタープラン策定の中で、優先度の高い分野や個別案件を検討し、マスタープランの途中段階でも、関係者で妥当と認められれば、都市交通や上下水、廃棄物施設等のプレフィージビリティスタディを実施すること、あるいは、個別プロジェクトの実現に向けて必要な調査を切り分けて行い、円借款、無償資金協力によりプロジェクトの実施につなげることが可能である。また、別途技術協力を立上げ、都市開発マスタープランに沿ったゾーニング策定、それに基づく開発許認可に必要な能力強化等が可能である。このような、計画から実施とそれらに必要な資金協力からキャパシティディベロップメント、官民連携からボランティアまで、分野横断的で包括的な対応を可能とする実施体制はJICAの強みであり、これを活かすまちづくりクラスター事業戦略を展開することで、SDGsゴールに幅広く貢献できる。

4)人材育成

上記のような都市開発マスタープランや都市開発にかかる技術協力プロジェクトを行う際に、短期の本邦研修、現地でのOJT、20年以上実績のある課題別研修「都市計画総合」、最近では長期留学等と連携して展開し、協力対象国の人材育成を行い、成果の持続性、自立発展性を支援してきた。そのような人材育成のグッドプラクティスとしてコロンビアの取り組みと成果があげられる。

1998年に開始したコロンビア向け土地区画整理の国別研修の帰国研修員達が、JICA専門家の技術的な支援を得てコロンビアで土地区画整理事業の立ち上げに貢献した。また、帰国研修員が第三国研修を企画運営し、中南米14か国の約200名に及ぶ実務者に対し、コロンビアにおける土地区画整理制度と事業の発展の経験共有を行った。第三国研修に参加した研修員は、それぞれの母国で、区画整理事業の実施に向けた法制度整備等に貢献している。

3. クラスターのシナリオと根拠

3.1 シナリオ⁶³

本クラスター事業戦略の実施を通じて、各国で「インクルーシブで暮らしやすい個性豊かな都市・地域を日本の都市とともに実現する」(ビジョン)、「グリーン、レジリエント、インクルーシブな都市の発展を、デジタル等新しい技術を適切に活用の上実現・継続できるサステナブルな都市を増やす」(目的)を実現するまでに、想定する社会変化のプロセスと、変化を触発・促進するための活動・アウトプット／ソリューションは以下の通り(別添5「図3 まちづくりクラスターのシナリオ 社会変化のプロセス」参照)。

【社会変化のプロセス】

(1)第一段階：都市の将来像、都市の計画作り

都市化、都市問題に対し、地形図等の基礎情報がない、計画的な対応をするための都市計画がない、あるいは不十分であるため、事後的な対応となり、交通渋滞、汚水や廃棄物の未処理、安

全な水へのアクセスの欠如、スラム等劣悪な居住地の拡がり等の様々な問題が生じている段階である。

上記に対しては、経済成長や人口動態を踏まえ、データや科学的根拠に基づく都市の将来像の構想の立案、グリーン、レジリエント、インクルーシブな土地利用を促進する、都市開発マスタープランの策定を支援する。

これにより、住民や民間企業など関係者の指針となる計画的な都市の開発・発展を支える都市開発マスタープランが整備され、計画策定プロセスを通じ、必要な計画策定能力が強化される。

(2)第二段階：都市の骨格作り

都市計画マスタープランに沿った、都市の成長、開発を誘導するような、道路や公共交通、上下水道、廃棄物処理等の基幹インフラが整備出来ていない段階である。

上記に対しては、都市計画マスタープランに沿って、道路・交通、上下水道、廃棄物処理等のサブセクターにかかる計画策定、及びマスタープランに基づいた計画の実施促進、まちづくりを支援する。多くの人々の裨益することが可能な、公共交通、基幹インフラ、公的サービスを整備することで、弱者を含む人々のインフラやサービスへのアクセスが改善され、グリーン、インクルーシブな都市の骨格が形成される。

(3)第三段階：都市基盤・住環境・まちづくり

都市の成長、開発を誘導するための基幹インフラ、公共サービスは整備されつつあるが、望ましい土地利用、都市基盤及び居住環境の改善や、自然環境及び文化遺産等の保全が出来ていない段階である。

上記に対しては、都市計画マスタープランに沿って整備された基幹インフラ、公共サービスへのアクセスや土地利用計画等を踏まえて、適切な開発規制/開発許認可の導入、TOD や区画整理、再開発等の手法や参加型まちづくりによる、都市基盤及び居住環境の面的改善、質の向上を支援する。

これにより、基幹インフラにアクセスしやすく開発が好ましいエリアでは、適切な開発誘導がなされ、住環境や自然環境、防災、文化遺産等に適切な配慮が必要なエリアでは、適切な開発規制や開発許認可が行われ、良好な都市基盤及び居住環境が創出されるとともに、文化、歴史、自然遺産の保護・保全等がなされ、グリーン、レジリエント、インクルーシブなまちづくりが進められる。

(4)第四段階：サステナブルな都市開発マネジメント

都市計画マスタープランに沿って、基幹インフラ、公共サービスが整備され、都市基盤、居住環境の改善がなされ、適切な開発規制/開発許認可、官民連携を含む開発のための投資誘致等が行えるが、気候変動等の地球規模課題を含む外的変化、少子高齢化等の内的な変化、最低限の都市環境の確保から都市の魅力向上により競争力を高める必要性、自然災害等への対応、等を踏まえた都市開発マスタープランの更新を含む、都市開発マネジメントの PDCA の実施が困難な段階である。

上記に対しては、外的、内的変化を適切に考慮し、必要な都市計画の更新と、それを踏まえた

上記第二・第三段階の実施能力の強化を支援する。これにより、自立的、持続的に都市開発マネジメントの PDCA を回す能力が強化される。

(5)第一段階～第四段階の全ての段階

これら社会変革を促進する上で重要な要因は以下の通りである。まちづくりクラスターでは、上記の全ての段階で、以下の視点を考慮に入れて協力を展開する。

1)都市開発の法制度、実施体制の強化

前述の通り、現在多くの国で採用されている都市開発の仕組みは、上層の計画策定と下層の開発規制・許認可の二層構造が採用されている。本まちづくりクラスターにおいても、まずは、計画の策定、計画に沿った都市開発マネジメントの実施を適切に行えるようにする都市開発政策、法制度、都市開発手段の整備を進める。

また、行政側の実施体制としては、中央政府、地方政府・地方自治体及び関連する公共団体が中心となる。それらの関係は、国によって、中央集権か、連邦制等地方分権が進んでいるかで異なるが、一般的には、現場近くに権限があることが住民ニーズに適切かつ迅速に対応する上で重要となるため、発展段階が進むにつれて、中央政府から地方政府・地方自治体に権限が委譲される、あるいは地方分権化が進んでいる傾向にある。そういった各国の事情に応じて、中央政府と地方政府・地方自治体の役割分担や責任範囲を明確にし、システムとして機能するように、実施体制を強化する。

2)財源確保

多くの開発途上国でインフラ投資は外部からの資金援助や民間投資に頼ることが大宗である。民間セクターからの都市・地域開発分野への投資誘致、容積率の緩和等のインセンティブ付与による公共インフラへの民間投資誘致等の検討を深め、協力メニューの幅を広げていく。

また、自主財源の確保は、持続的な都市開発マネジメントに重要な要件となる。以下に記載する、地理空間情報、デジタル等新技術の採用による租税ベースの強化や税収増等を見込んだ起債や開発利益還元型開発等の視点を取り入れた協力を検討する。

3)多様なパートナーとの連携、住民参加

都市開発マスタープランや、都市計画を踏まえた事業が実効性を持つためには、市民、民間企業、市民団体、大学等様々なステークホルダーが、計画策定のプロセスに参加し自分事として認識できること、政策が一貫していること、行政が市民に一定の信頼を得ていること、等があげられる。そのためには、短期的に成果をあげられる活動等を市民参加により行うことが、長期的な変革や制度の定着に対する市民の理解や住民が主体となったまちづくりを促進する上で有効⁶⁴である。

4)地理空間情報、デジタル等新技術の活用によるスマートシティ・アプローチの強化

<地理空間情報・デジタル等新技術>

地理空間情報等を含む都市計画とその運用に必要な多様なデータを繋ぎ活用するためのデ

ータ連携基盤の整備(スマートシティ構築のための基礎インフラ)他、及びデジタル等新技術の採用を支援し都市課題の解決や人々の利便性を向上する。これにより、都市計画マスタープランや関連する詳細計画の策定、都市計画をベースとする基幹インフラ整備計画の検討、レジリエンスを考慮した土地利用計画を踏まえた開発許認可、都市開発の財源となり得る土地税等の租税ベース強化に資する地籍調査等の効率化、都市開発マネジメントの PDCA の迅速化、市民参加の容易化、開発利益還元型都市開発や他セクターの計画策定及び実施に必要なデータの利活用による開発効果の最大化等を行う。

<スマートシティ・アプローチ>

これまでの開発計画調査型技術協力や技術協力プロジェクトによる都市開発マスタープランや開発管理能力強化支援等の技術協力は、中長期的な都市のあるべき姿の実現に向けた協力を重視してきていたため、アウトカムが発現するまでに時間を要した。昨今のデジタル等新技術の発展に伴い、都市課題に対する住民の声や関連するデータを収集すること、その声やデータを踏まえた都市課題解決のための施策の立案実施、評価すること等を含む、住民参加及び住民と協働したまちづくりは、実施しやすくなってきており、その PDCA サイクルを短縮することが可能となっている。そのような“スマートシティ⁶⁵アプローチ”について、JICA でも、実績を積み上げてきている段階⁶⁶だが、開発計画調査型技術協力や技術協力プロジェクトにおける、パイロットプロジェクト等による試行とその有効性の評価を踏まえ、カウンターパート予算によるスケールアップや持続的な事業の形成及び実施に向けた能力強化等の取り組みを強化していく。

5)気候変動の緩和と適応、生物多様性、環境社会配慮への対応

都市は CO₂ 排出の主な発生源となっていることから、公共交通の利用促進による GHG 排出削減や、オープンスペース、緑地の確保等によってネットゼロの都市を目指して、緩和への貢献を促進していく。気候変動により主に水害等自然災害の頻発化・激甚化、ヒートアイランド現象の深刻化が想定されるため、災害に脆弱な土地の利用を制限する、構造物等で既存市街地を守る、オープンスペースで緑地を確保する等による対策が必要となる。自然災害により被災した地域においても、復旧・復興に向けて復興計画等を策定し、災害に強いレジリエントなまちづくりを行っていくことが必要である。

また、グリーンインフラ等の自然に基づく解決策(NbS:Nature-based Solutions)⁶⁷の導入を促進することにより、適応策とともに自然・生物多様性への配慮など付加価値付けも同時に狙う。さらに、個別事業のみならず、都市計画全体の初期の段階や制度設計の段階も含め、社会的弱者の意見を適切に反映したり、社会的弱者が応分の裨益が受けられるよう、都市計画上の配慮を行う。

6)都市の歴史、伝統、文化の保全

1960 年代以降、日本の高度経済成長期における急激な都市化の過程で、都市の歴史、伝統、文化等が危機に陥った。その経験を踏まえ、都市の将来像や計画作りの段階から、都市やまちの歴史を掘り起こし、文化的なアイデンティティを高めることが、都市の魅力や人々の誇りにつな

がり、まちづくりのエネルギーを高めることを考慮して、協力を展開する。

以上の1)～6)に記載した我が国の特徴や経験は、日本ならではの協力を展開できる基盤となる。

3.2 ソリューションに関する留意事項

(1)社会変化のプロセスの段階を踏まえた柔軟なアプローチ

前述の社会変化のプロセスの段階に応じ、①都市の将来像、都市の計画作り、②都市の骨格作り、③都市基盤・住環境・まちづくり、④サステナブルな都市開発マネジメントのソリューションを展開する。

以上は必ずしも実施の順番ではなく、同時並行で行うこともあり得る。ただし、都市の将来構想や都市計画マスタープランがない中、個別の基幹インフラ整備計画や面的開発計画、個別セクターの計画が部分最適で実施されることは、その行為による都市の社会経済への影響、コレクティブなインパクトの把握、望ましい優先順位で施策が実施されないことによる非効率な資源の消費、自然災害のリスク等を考慮しないことによる不適切な土地利用、等の可能性があり、望ましいとは言えない点に留意する。

(2)効用、アウトカムの重視

本まちづくりクラスターでは、達成したい効用、アウトカムの記載に重点を置き、国際社会における共通のゴールである SDGs の達成に力点を置いている。効用、アウトカムを達成する手段は、個別案件で対象となる都市の人口動態、都市化レベル、高齢化の度合等の問題から解決すべき課題を適切に抽出し、必要な対応を検討する⁶⁸。

(3)対象国の都市と我が国の都市との交流・連携の強化

まちづくりクラスターの展開においては、対象都市の抱える課題の解決に親和性があり、知見を持つ日本の自治体の協力を得て、都市間の学びあい、交流、連携強化を深めることで、JICA が他ドナーに対し比較優位性を発揮する。これにより、対象都市に対し、実践的な知見を提供し開発効果を高める。また、協力期間終了後も、対象都市が都市開発上の悩み事等を相談できる関係構築を支援するとともに、日本が抱える地域共生や地域活性化への貢献、人々の ODA への理解促進にも寄与する。

(4)他グローバルアジェンダとの連携

都市・地域開発の課題解決には、都市・地域開発に関係する SDGs ターゲットは、SDGs の全ターゲット数の 65%に上るとの UN-Habitat の報告の通り、分野横断的な取り組みが必要となる。本まちづくりクラスターでは、分野横断的な都市開発マスタープランの策定により、各分野のセクター計画、個別事業のベースを提供することで他分野のクラスター⁶⁹の実施促進をサポートし、SDGs のゴール達成に向け、対象都市の全体最適を考慮した都市開発がなされることに

留意する。

3.3 シナリオの根拠

本クラスターを構成する各二国間協力は、「別添5「図3 まちづくりクラスターのシナリオ 社会変化のプロセス」」に基づき実施する。

社会変革のプロセスは、以下に示す近代の二層構造の都市計画制度、横浜市、ブラジル国クリチバ市の経験から抽出される、都市ビジョン及び将来像、都市の骨格作り、継続的な取り組みによる将来像の実現に至る経験、等を踏まえた仮説として設定している。

(1)二層構造の都市計画制度

前述の通り、多くの国で採用されている都市計画制度は、二層構造をとり、上層に都市の将来像、ビジョンを示す法定のマスタープランが存在し、下層に具体的な土地利用規制制度を含む実現手段が存在する。この二層構造は、マスタープランで示される都市の望ましい将来像を、開発許認可によって個別開発をコントロールし、達成するものである。本クラスターでも、この二層構造の都市計画制度を拠り所として、シナリオを検討することが妥当と考えられる。

(2)都市の将来ビジョンの明確化とその達成のための都市の骨格づくり、骨格に沿った開発、継続的な取り組み

<横浜市>

日本のまちづくりの好事例として、横浜市の都市開発があげられる。1960年代の高度経済成長期の横浜市は、東京のベッドタウンとして発展し、毎年10万人のペースの人口増加に市街地の整備が対応できず、都市施設が不十分な市街地が無秩序に拡大し、“住宅と工場が混在して住環境が悪化、また、がけ崩れなどの災害も続出する等深刻化する都市問題”に対し、早急に対応策をたてる必要に迫られた。“都市構造は混乱し、財政的にも破綻”していた横浜市を再生させるため、1965年に市の方針として、だれでも住みたくする都市づくりを目標に掲げて「横浜国際港都建設総合計画」を定めた。また、当時の市長が「横浜の都市づくり将来計画の構想」として、都市の将来の骨格を形成するための、地下鉄、高速道路、ベイブリッジ、ニュータウン、埋立造成、都心臨海部の再開発等からなる戦略的「6大事業」を市民に提案の形で発表した。

行政と市民で課題と未来を考え、戦略的プロジェクトに対する市民の合意を得て、横浜市における長期的かつ一貫性のあるまちづくりが可能となり、都市の骨格形成、土地利用の規制・誘導、機能性や経済性と美的価値・人間的価値を両立させ、地域の魅力と歴史や個性を生かした都市空間を形成都市空間の創出を軸とした都市づくりを展開し、当初掲げた都市の将来像、6大事業の殆どを達成するに至った⁷⁰。なお、横浜市の6大事業の財源は、市の埋立造成事業を例にとると、先行投資分は内外の起債で賄い、その後は造成地の売却益を事業費に充てることで確保している。

<クリチバ市>

環境都市、人間都市として名高いブラジルのクリチバ市は、土地利用政策と交通政策を一体的に検討している。1966 年のマスタープランで、都市の無秩序な発展による混乱を避ける為、4 つの骨格軸に沿って発展させることを計画し(その後 5 軸に見直し)、骨格軸に公共交通の幹線を通し、軸に沿って土地の高度利用を図り、それ以外の土地は低密度の開発に抑制し、住宅等に用途を限定した。これにより、無秩序な都市の拡大を抑え、マスタープランに沿った都市構造、都市の発展の誘導を行った。近年においても、クリチバでは、交通ネットワークが整備されていない、あるいはその計画がない土地では、土地利用計画の策定と開発そのものを行わない政策をとっている(別添6「図4 クリチバの都市軸の考え方」参照)⁷¹。

市街地が低密度に広がる都市構造では、移動、輸送における自動車依存度が高くなるため、CO2 排出量が大きくことなることが知られている⁷²。クリチバのような、都市の骨格作りにより実現された集約型の都市構造が、その後の地球温暖化ガス削減に対し、長期にわたってプラスの影響を及ぼすことを考慮に入れて、都市計画、まちづくりを検討することが求められる。

このような交通と土地利用を統合した先進的なまちづくりを展開しているクリチバから JICA が学べることは多いことから、2022 年から 2024 年にかけて、クリチバ市のイプキ(クリチバ都市計画研究所)と「持続可能な都市開発能力強化プロジェクト⁷³」を行い、ブラジルと日本の双方向の学びを促進する技術協力を行っている。

なお、JICA の協力実績で、都市の将来像及び都市開発マスタープランの策定から基幹インフラ事業の流れで都市の骨格作りまで展開した実績は、モンゴル国ウランバートル、ベトナム国ハノイ、フィリピン国セブ及びダバオ、ザンビア国ルサカ等、多く存在する。面的な都市基盤整備や住環境改善については、技術協力による開発制度や手法にかかる能力強化やタイ国での土地区画整理事業の制度整備支援やザンビア国ルサカにおける住環境改善等がある。都市基盤整備や住環境改善等の面的整備にかかる協力は、環境社会配慮や住民の土地所有権や使用权等難易度、調整コスト等が極めて大きくなること、住宅は個人資産であるとの認識から、直接的な支援の対象として扱いにくいこと、民間が投資の主体になることに留意が必要である。今後は、JICA 自身の協力メニューとして、計画から住宅・居住環境の改善や、TOD 等を含む面的整備の事業化も視野に入れることに加えて、UN-Habitat 等、居住環境整備に有意性を有する他機関と連携し相互補完する等により、まちづくりの一貫した対応を強化する。

4. クラスター展開の基本方針

4.1 協力の基本方針

本クラスターでは、前述の都市の発展段階に応じた協力アプローチによる展開を基本とする。日本の都市開発の特性である、①急激な都市化に対応した日本の経験、②人間の安全保障の考えを具現化するまちづくり、③世界に先駆けて少子高齢化社会に突入した日本の都市の経験、

④街並み/建造物/景観の保全と、これらを生かしたまちづくり、地域活性化の経験、等を生かして、クラスターの目標達成により、SDGs のゴール 11 を通じた人々の QoL 向上に貢献する⁷⁴。

上記③人口減による地方都市の疲弊、都市における高齢化社会への対応、については、未知の領域の為、被援助国との経験共有、双方向の学びを重視し、日本への貢献も視野に入れる。

(1)ターゲット別ソリューション

2030 年までに、直接的には 20 都市、間接的な波及効果を含めて 50 都市以上への展開を目指す。別添7の「表3 資源配分計画」に沿って対象国を選定し、資源配分に留意する。JICA による資金協力の可否等を踏まえ、中長期的に支援を継続し大きな投入で直接的なアプローチをとる国及び都市と、研修事業やナレッジ共有等の小規模な投入で能力強化を主眼とする間接的なアプローチをとる国及び都市を検討する。

(2)ファイナンス

都市開発マスタープラン、基幹インフラ、面的整備にかかる計画策定及び能力開発、基幹インフラ整備、面的開発に対する実施手段は以下の通り考えられる(別添8「表4 ファイナンスのイメージ」参照)。

1)円借款・無償資金協力、その他開発金融機関による借款等

開発計画調査型技術協力における都市開発マスタープランの途中段階、あるいは最終成果の段階で、優先プロジェクトの切り出し、協力準備調査の着手を検討する。個別分野の円借款／無償プロジェクトに加えて、セクターローン⁷⁵⁷⁶、プログラムローン、包括無償等による複数都市の分野横断的プロジェクトにつなげることも視野に入れる。

2)官民連携(PPP)・海外投融資・外部資金

都市・地域開発分野においては、民有地の開発における民間資金の動員も重要である。PPP 等を含む民間投資に関し、日本企業は各企業が情報管理をしつつ投資の意思決定を行う傾向があるため、都市開発マスタープランや TOD 等の計画情報を広く発信することが重要となる。また、関連する情報を UR 都市機構、海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)、住宅金融支援機構等と共有することで PPP 事業のプロデュース促進に寄与するため、日本の知見の活用を図る。

海外投融資に関し、都市・地域開発分野への実績は、モロッコにおける地方自治体インフラ支援事業⁷⁷、インドネシアにおける低中所得者層向け住宅ローン支援事業⁷⁸といった案件が承諾されており、民間資金動員の触媒効果が期待されることから、実現可能性について今後も検討を行う。

外部資金については、JCM や GCF 等が考えられる。現在調査研究を進めている、公共交通利用やコンパクトな土地利用で可能な GHG 排出削減による気候変動緩和への貢献の定量化を含む都市開発マスタープランの検討結果を踏まえ、引き続き将来的な可能性を検討する。

3)開発利益還元型開発等の革新的手法

都市・地域開発は、対象地域の土地や不動産評価額を高め、土地や不動産に対する税収の増加につながるが見込まれること等から、その財源の確保に向けて開発利益還元型開発等の革新的手法が採用されている。アメリカ等では、都市の再開発による将来的に見込まれる税収増を償還財源として起債し、投資資金を調達する事例が豊富である⁷⁹。開発途上国では、不動産評価の方法や地籍が不明瞭なため、地理空間情報分野の協力における電子基準点整備等による地籍調査の迅速化・効率化支援を通じ、税収基盤強化への貢献等も検討する。また、開発管理が機能している国や都市では、容積率緩和等で民間企業による公共インフラや施設、オープンスペース等への投資に対しインセンティブを付与する開発利益還元型開発⁸⁰等を TOD 事業等で検討する。

4.2 開発インパクトの最大化及びプラットフォーム活動に関する基本方針

(1)クラスター戦略の深化

1)ナレッジ強化

JICA の都市・地域開発グループを中心とする都市・地域開発のナレッジ・マネジメント・ネットワーク(KMN)で、JICA 全体のナレッジを蓄積する。KMN の活動概要は以下の通りである。

- ・総会(年 3～4 回)
- ・現場見学会(年 2～3 回)
- ・勉強会(年 5～6 回)

また、都市・地域開発分野における新規事業の方向性の検討等のために、非要望調査由来のプロジェクト研究を行い、KMN 等で発信、共有する。同様に、地理空間情報を含む新技術や開発アプローチの動向をキャッチアップし、スマートシティや都市 DX 等の協力の検討に生かすため、有識者や関係団体、民間企業等との連携を図る。

2)人材育成

①長期研修:JICA 開発大学院連携「持続可能な都市開発」

JICA が都市開発・都市交通分野の事業を多く実施する、あるいは実施の予定がある開発途上国における当該分野のリーダーを育成するため、中央政府及び主要都市の自治体政府の幹部候補者を対象に、開発大学院連携「持続可能な都市開発」博士・修士プログラムを提供する。同長期研修では、JICA オリジナルプログラム等を通じ、日本の都市・地域開発の現場を多く見てもらうことで、日本の都市の強み等の理解を深めてもらうとともに、日本の関係者とのネットワーク構築を行う。

② 短期研修:都市・地域開発分野に係る課題別研修

2024 年現在、別添9「表5 短期研修:都市・地域開発分野に係る課題別研修」を計画／実施予定である。これら研修で知日派の人材育成を図るとともに、帰国研修員のネットワークを

LinkedIn 等で維持管理し、新規案件形成等にも活用する。

③第三国研修：コロンビアにおける区画整理、TOD をテーマにした「都市政策及び都市開発のための計画・管理・資金調達手法の実施」

都市・地域開発分野では、コロンビアにおいて、区画整理をテーマとした第三国研修を、2003～2007 年、2010～2024 年にかけて中南米諸国を対象に実施してきている。そのネットワークは、コロンビアの帰国研修員ネットワークを含めると、300 名近くに及ぶ。2024 年 6 月に、帰国研修員及び第三国研修 OB・OG により、中南米都市・地域計画家協会が設立され、コロンビアの首都ボゴタの商工会議所に正式に組織として登録された。

第三国研修は、2024 年は「都市政策及び都市開発のための計画・管理・資金調達手法の実施」を実施予定だが、現在、中南米のペルー、ボリビア、パナマで実施中の全ての TOD プロジェクトの関係者が、コロンビアにおける第三国研修に参加し、コロンビアの区画整理や BRT 事業の現場視察の経験を有する。中南米地域においては、引き続き、コロンビアにおける第三国研修の実施により、区画整理や BRT、TOD 等を始めとする都市・地域開発分野の動向や知見を、言語的、文化的、社会的親和性のある国間で、効率的、効果的に共有し、人材育成を図ることが可能である。

第三国研修は、限られた資源の有効活用、広域への裨益やインパクトの発揮の観点から有効であることから、今後、上記研修以外にも展開を強化していく⁸¹。

④能力強化研修：都市地域開発・まちづくりコース

1 年に 1 回(2024 年度は 9 月下旬)、約 20 名の若手を対象に能力強化研修を行い、日本における当該分野の開発人材の発掘、確保、育成を行う。都市計画学会や一般社団法人海外コンサルタンツ協会(ECFA)、一般社団法人スマートシティインスティテュート、本邦招へいや研修等で受け入れに協力されている地方自治体等の協力を得て、広く研修の実施を発信し、将来 JICA 事業への参画を希望する方に呼び掛ける。

(2)クラスター戦略の普及

1)開発パートナーとの協働

JICA の支援する都市開発マスタープランや地区詳細計画等は、データ等科学的根拠に基づき策定され、対象国における都市の法定計画に位置づけられる。協力の成果物は、対象国の法定計画になるため、計画に含まれる優先プロジェクトは、相手国政府による利活用の中で、JICA に限らず、あらゆる開発パートナーの協力、民間企業の投資等に対し、中立かつオープンな性質を有する。

世界銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、IDB 等の国際開発金融機関は、運輸交通、上下水道、廃棄物、防災等の分野における個別インフラ事業の資金協力を強みを有する。そのため、計画から国際開発金融機関による優先事業の実施に向けた連携(Vertical collaboration⁸²)を重視する。

国連システムで唯一、都市問題に特化した UN-Habitat は、国連人間居住計画の名の通り、

人々への良好な住居環境の提供に強みを有する。近年は、様々な資金ソースにアプローチすることを目的に、事業ドメインの多様化が進んでいるが、引き続き、居住環境整備やスラム改善等がコアコンピタンスであることに加えて、SDGs ゴール 11 の達成状況に向けたモニタリング⁸³や各種調査研究等に比較優位がある。JICA によるスラム等の未計画居住地区の環境改善にかかる事業実施の実績は、ザンビアの首都ルサカ⁸⁴、モロッコの首都ラバト⁸⁵等に限られるため、UN-Habitat とは、人々の生活及び居住環境改善、各種モニタリングや先進的な調査研究等で補完的な連携を検討する(別添10「表6 開発パートナーとの協働」)。

2)国内リソースとのネットワーキング、プラットフォーム活動

まちづくりクラスターに関わる JICA 外の主要な国内リソースは以下の通りである。これら関係機関と連携・協働して、まちづくりクラスターの活動を展開する。

① 地方自治体

日本の数多くの地方自治体に、課題別研修や国別研修、本邦招へい等の受け入れに協力いただいている⁸⁶。研修員が、日本の都市、まちづくりの強みを実際に見て、その担い手から話を聞くことから得られる経験共有が、対象国や都市の人材育成や実施中のプロジェクトへのカウンターパートのオーナーシップ醸成に、大きな成果をあげている。そのような協力が持続するためには、地方自治体にとってもJICA事業に参画することがメリットに感じられることが重要となる。そのための工夫として、課題別研修や、開発大学院連携における地域理解プログラムの受け入れ、技術協力への専門家派遣等に協力いただいている主要な地方自治体に関し、JICA のホームページ上で地方自治体毎に特色、強み等を示し、地方自治体の対外的なプロモーションに寄与すること、それにより、地方自治体等における関係人口・交流人口増やインバウンド増、グローバル人材の育成、地方創生・地域活性化、その地方自治体に立地する企業や関係する技術の海外展開等に資すること、等が考えられる。以下②に記載する世界銀行の東京開発ラーニングセンターは日本の自治体プロモーションにかかる豊富な知見を有する。なお、これまで積極的に協力いただいている地方自治体には、以下のような動機があると伺っている。

- ・ 国際観光都市としてのブランドを確立する⁸⁷。受け入れている外国人材との交流機会を創出するとともに、交流人口を増やす。
- ・ 鉄鋼の街として発展した当市は以前からオープンな気風があったが、東日本大震災の復興で多くの方々に支えられていることを多くの市民も感じている。市のオープンシティ戦略⁸⁸にあるように、自分達が世界に対しオープンであることが、少子高齢化社会で取るべき道と考える。
- ・ 職員や関係者にとっても、学び、人材育成の機会になる。
- ・ “開発途上国地域の政府・都市関係者に対する、市の都市づくり PR や対話を行うとともに、都市課題に関する知見共有により、開発途上地域の都市課題解決に貢献する。JICA との連携で、企業と市の技術・ノウハウを活用したより質の高い海外インフラプロジェクトを提案し、経済の活性化を目指す⁸⁹”。
- ・ “開発途上国の発展への貢献と同時に、環境技術を中心に国際競争力の強化・地元企業の活性化につなげることを目指す⁹⁰”。

本まちづくりクラスターの活動の展開にあたっては、引き続き日本のリソース発掘を行うとともに、協力いただける地方自治体の動機やニーズを聞き出し、開発途上国と日本双方の都市や、地域地方自治体、人々が持続的に繋がり、共に成長する仕掛けを検討し、追求する。具体的な取り組みの方向性として、まちづくりクラスター事業戦略の協力対象都市の課題解決に対し強みを有する日本の地方自治体と連携する際に、海外協力隊のグローバルプログラム⁹¹と一体的に協力すること等により、自発的に日本国内の地域が抱える課題解決に取り組む意思を有する帰国ボランティアによる日本の地域活性化、地方創生等への持続的な貢献が期待できる。

②世界銀行東京開発ラーニングセンター：Tokyo Development Learning Center (TDLC)

1年に1回(2024年は6月に開催)、都市・地域開発グループ長がTDLCの運営委員会に参加し、旧年度の活動報告と新年度の活動予定を伺い、意見交換する場がある。TDLCは、世界銀行本体の事業対象国の関係者を日本に招へいし研修を行い、日本の自治体の知見を共有する役割を担っている。そのため、日本の地方自治体に如何に国際協力への参加意欲を維持するか、協力関係を強化するか等に豊富な知見を有している。TDLCとの交流を通じ、JICAの都市・地域開発分野における地方自治体との連携にかかるノウハウ⁹²を深めていく。

③一般社団法人海外エコシティプロジェクト協議会(J-CODE)

J-CODEは、2011年に設立された、“アジア等の新興国において急速に高まる環境共生型都市開発へのニーズに一元的に応えるため、幅広い業界にわたる我が国国内の企業が”ジャパンチーム”を形成し、構想・企画といった川上段階から官民一体となって環境共生型都市開発事業の推進に貢献すること⁹³”を目的とする、会員企業49社、オブザーバーは国土交通省はじめ14団体／社からなる一般社団法人である。年1回の総会に加え、勉強会及び交流会の場で、グローバルアジェンダ、まちづくりクラスターへの参画や連携を呼びかける⁹⁴。J-CODEの事務局はUR都市機構が担っているが、UR都市機構は、TODの技術協力で専門家の派遣や研修員受け入れ等多方面で協力いただいている。

④日本都市計画学会(海外の都市開発分野における産学官の連携のための交流分科会)、開発大学院連携「持続可能な都市開発」の研修員受け入れ大学、個別事業の国内支援委員会委員等の有識者

JICAは日本都市計画学会員であり、学会の海外の都市開発分野における産学官の連携のための交流分科会のメンバーとなっている。同分科会は、1年に1回(2024年度は4月)、前年度の活動報告と翌年度の計画を議論する総会がある。また、JICAは海外の都市開発事業や援助動向にかかる情報提供や、都市計画総合等の課題別研修に参加する研修員と分科会メンバーとの交流機会等を行ってきている。このような交流を活用し、日本の有識者との関係強化、ODAへの理解、協力を得ていく。

開発大学院連携「持続可能な都市開発」の研修員受け入れ大学の教官とは、研究計画、中間、最終発表等の機会に、情報共有や意見交換等を行ってきている。TOD等個別プロジェクトの国

内支援委員会委員等の有識者とも、当該プロジェクトに関し委員会前後や現場出張に参加いただく際に、密なコミュニケーションの機会が得られる。そのような機会をとらえて、まちづくりクラスターを説明し、理解を得るとともに、事業戦略の展開、技術動向等について助言を得る。

5. クラスターの目標指標とモニタリング枠組

本まちづくりクラスターの直接アウトカム、中間アウトカム、最終アウトカムを別添11「表7 まちづくりクラスターの進捗、成果モニタリング」に示す。モニタリングは、同表7を使用して行う。

図1 まちづくりクラスターの目的

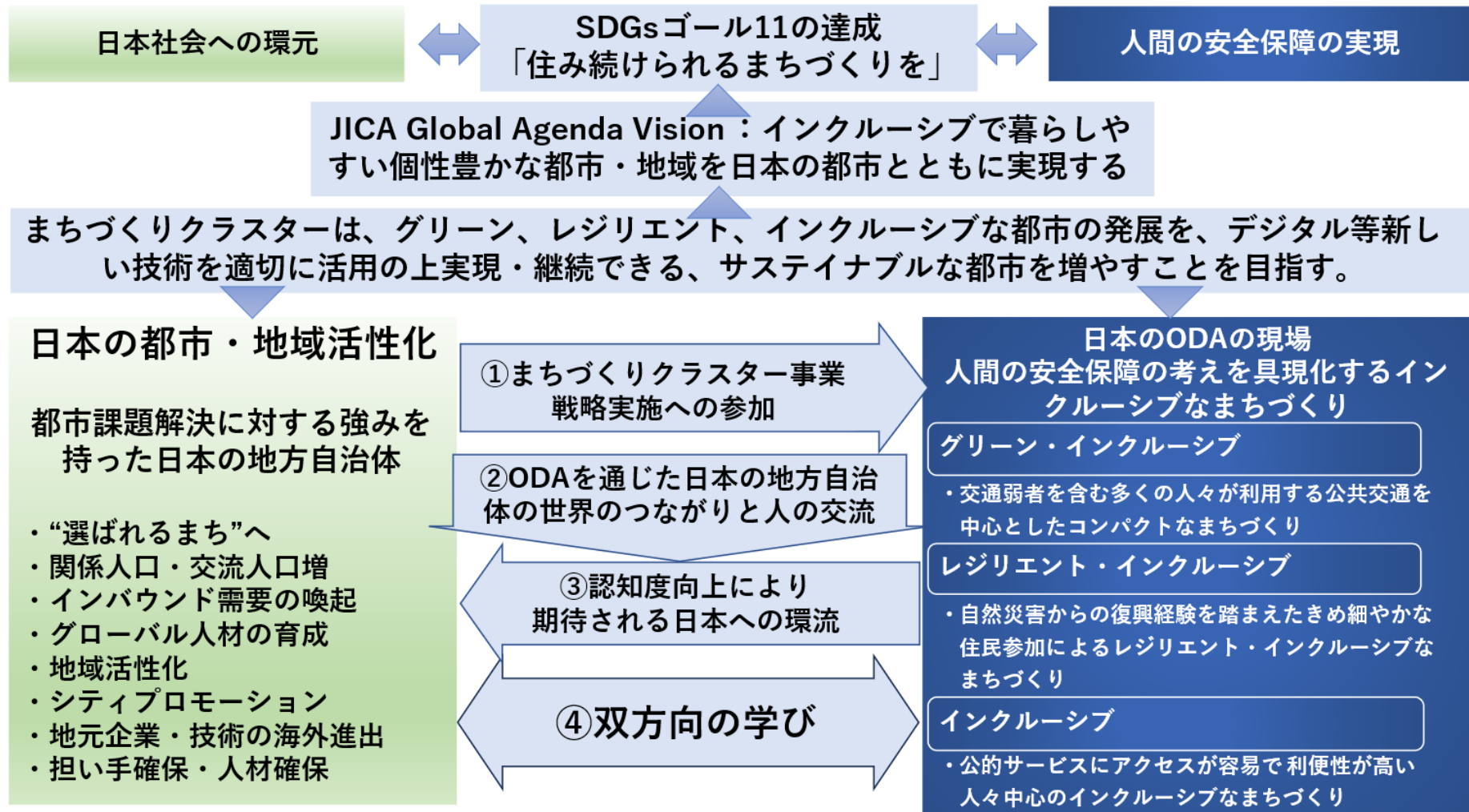


図2 SDGsゴール 11(都市・地域開発)の関係する SDGs ゴール・ターゲット⁹⁵

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1.1	2.1	3.1	4.1	5.1	6.1	7.1	8.1	9.1	10.1	11.1	12.1	13.1	14.1	15.1	16.1	17.1
1.2	2.2	3.2	4.2	5.2	6.2	7.2	8.2	9.2	10.2	11.2	12.2	13.2	14.2	15.2	16.2	17.2
1.3	2.3	3.3	4.3	5.3	6.3	7.3	8.3	9.3	10.3	11.3	12.3	13.3	14.3	15.3	16.3	17.3
1.4	2.4	3.4	4.4	5.4	6.4	7a	8.4	9.4	10.4	11.4	12.4	13a	14.4	15.4	16.4	17.4
1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7b	8.5	9.5	10.5	11.5	12.5	13b	14.5	15.5	16.5	17.5
1a	2a	3.6	4.6	5.6	6.6		8.6	9a	10.6	11.6	12.6		14.6	15.6	16.6	17.6
1b	2b	3.7	4a	5a	6a		8.7	9b	10.7	11.7	12.7		14.7	15.7	16.7	17.7
		3.8	4b	5b	6b		8.8	9c	10a	11a	12.8		14a	15.8	16.8	17.8
		3.9	4c	5c			8.9		10b	11b	12a		14b	15.9	16.9	17.9
		3a					8.10		10c	11c	12b		14c	15a	16.10	17.10
		3b					8a				12c			15b	16a	17.11
		3c					8b							15c	16b	17.12
		3d														17.13
																17.14
																17.15
																17.16
																17.17
																17.18
																17.19

Source: UN-Habitat.

表1 英国と日本の都市計画制度の発展比較

	18 世紀	19 世紀	20 世紀	21 世紀
英国 ⁹⁶	・18 世紀後半に産業革命 ・都市人口増 ・住宅需要増 ・政治体制革命 ・議会制民主主義 ・選挙で選ばれた公共団体の長による法執行	・馬車から鉄道への転換、工業立地、都市構造変化 ・都市/市街地拡大、都市化の進展 ⁹⁷ ・都市景観の悪化、貧困、差別拡大、都市の過密、不衛生 ・伝染病、煤煙、騒音、廃棄物 ・住宅不足、住宅難、乱開発、スプロール ・財産権の保護、公共の福祉のための近代都市計画制度整備 ・1848 年公衆衛生法制定 ・1851 年住居法、労働者階級宿舍法 ・1875 年住居法改正 ⁹⁸ ・1894 年ロンドン建築法 ⁹⁹	・交通機関の発達による都市郊外の市街化 ¹⁰⁰ ・地球温暖化への関心の高まり、1997 年京都議定書採択 ¹⁰¹ ・1909 年住居及び都市計画等に関する法律 ¹⁰² (最初の”都市計画法”) ・1919 年住居及び都市計画等に関する法律改正 ¹⁰³ ・1925 年住居及び都市計画等に関する法律の改正、都市・田園計画法 ¹⁰⁴ 、住居法に分離 ・1947 年都市・田園計画法改正 ¹⁰⁵ ・1969 年住居法改正 ¹⁰⁶	・2008 年リーマンショック ・2020 年～コロナ禍
日本		・19 世紀後半に産業革命 ・1881 年最初のスラムクリアランス ・1888 年東京市区改正条例交付 ¹⁰⁷	・第一次世界大戦による経済発展 ・1923 年関東大震災 ・1950~1970 年代高度経済成長期、急激な都市化の進展 ・公害の深刻化(1955 年イタイタイ病、1956 年水俣病、1961 年四日市喘息、1965 年四日市喘息) ¹⁰⁸ ・1960 年代伝統的な建築物の民家、洋館等の減失が急激に進行、街並み保存運動の全国的な拡がり ¹⁰⁹ ・1973～1986 年安定成長期、モータリゼーション社会到来、スプロール加速、中心市街地衰退 ・1995 年阪神淡路大震災 ・1919 年都市計画法、市街地建築物法制定 ¹¹⁰ ・1927 年不良住宅地区改良法 ・1963 年新住宅市街地開発法 ・1966 年岐阜県高山市で三之町保存会発足、首都圏近郊緑地保全法により開発と保全の法整備 ・1968 年長野県南木曽町妻籠宿で独自の町並み保存事業開始、金沢市、倉敷市で歴史的景観保全条例が日本で初めて制定 ・1968 都市計画法改訂 ¹¹¹ ・1969 年都市再開発法 ¹¹² ・1972 年都市緑地保全法 ¹¹³ ・1972 年京都市市街地景観条例制定 ¹¹⁴ ・1975 年大都市地域における住宅地等の促進に関する特別措置法 ¹¹⁵ 、伝統的建造物保存地区制度発足(文化財保護法の改正) ¹¹⁶ ・1980 年都市計画法・建築基準法の一部改正 ¹¹⁷ ・1981 住宅・都市整備公団の発足 ¹¹⁸ ・1992 年都市計画法改訂 ¹¹⁹ ・1995 年被災市街地復興特別措置法の制定 ¹²⁰ ・1998～2000 年まちづくり三法の制定 ¹²¹	・2008 年リーマンショック ・2013 年年間訪日外国人客 1 千万人突破 ・2016 年年間訪日外国人客 2 千万人突破(2.4 千万人) ・2018 年年間訪日外国人客 3 千万人突破(3.1 千万人) ¹²² ・2020～2023 年コロナ禍 ・2020～23 年の東京都の人口転入超過 ¹²³ ・2002 年都市再生特別措置法 ¹²⁴ ・2004 年景観法制定 ¹²⁵ ・2006 年道路運送法等の一部を改正する法律 ¹²⁶ ・2007 年地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(活性化再生法) ¹²⁷ ・2008 年地域における歴史的 風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)制定 ¹²⁸ ・2011 年東日本大震災 2012 年都市の低炭素化の促進に関する法律制定 ¹²⁹ ・2013 年交通政策基本法 ¹³⁰ ・2014 年都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 ¹³¹ ・2014 年改正 地域公共交通網形成計画 ・2020 年改正 地域公共交通計画

表2 地域別の人口、高齢化、都市化の傾向と主要な都市問題

地域	人口傾向	高齢化	都市化	主要な都市問題
東南アジア	漸増・安定、長期的には減少傾向	高	急増	人口増による都市化に起因する都市問題、少子高齢化の進展、地方都市の疲弊
大洋州	安定	高	高	気候変動適応
南アジア	急増	中	急増	人口増による都市化に起因する都市問題、未計画居住地区拡大、自然災害への脆弱性
中東	漸増	低	増	都市環境 ¹³² の劣化/悪化
サブサハラ	急増	低	急増	人口増による都市化に起因する都市問題、セカンダリーシティの低水準な都市整備、未計画居住地区拡大
中南米	安定	中	高位安定	都市環境の劣化/悪化、高齢化への備え
欧州	漸減	高	高位安定	都市環境の劣化/悪化、多文化共生、高齢化対応

図3 まちづくりクラスターのシナリオ 社会変化のプロセス

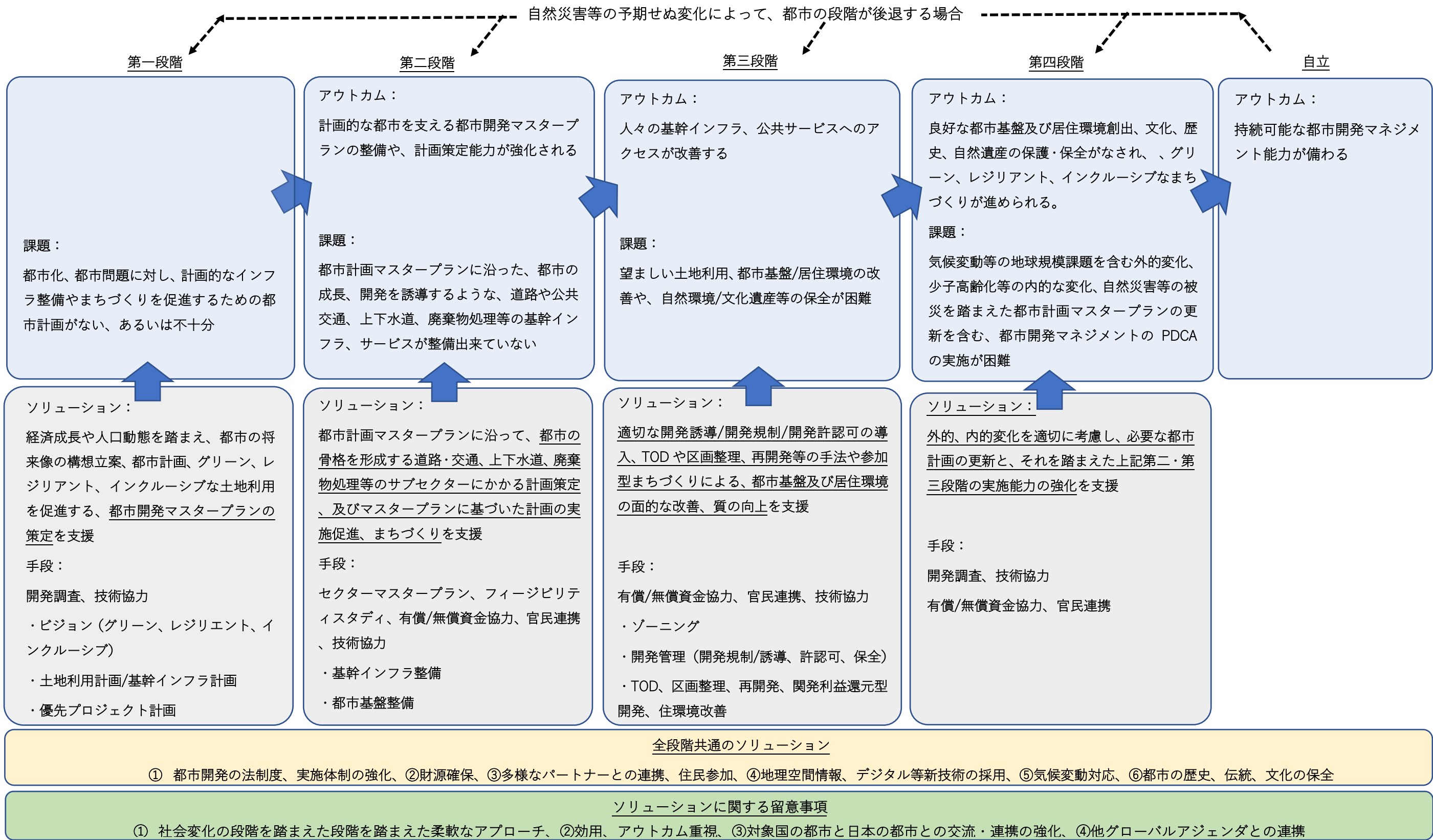


図4 クリチバ市の都市軸の考え方¹³³

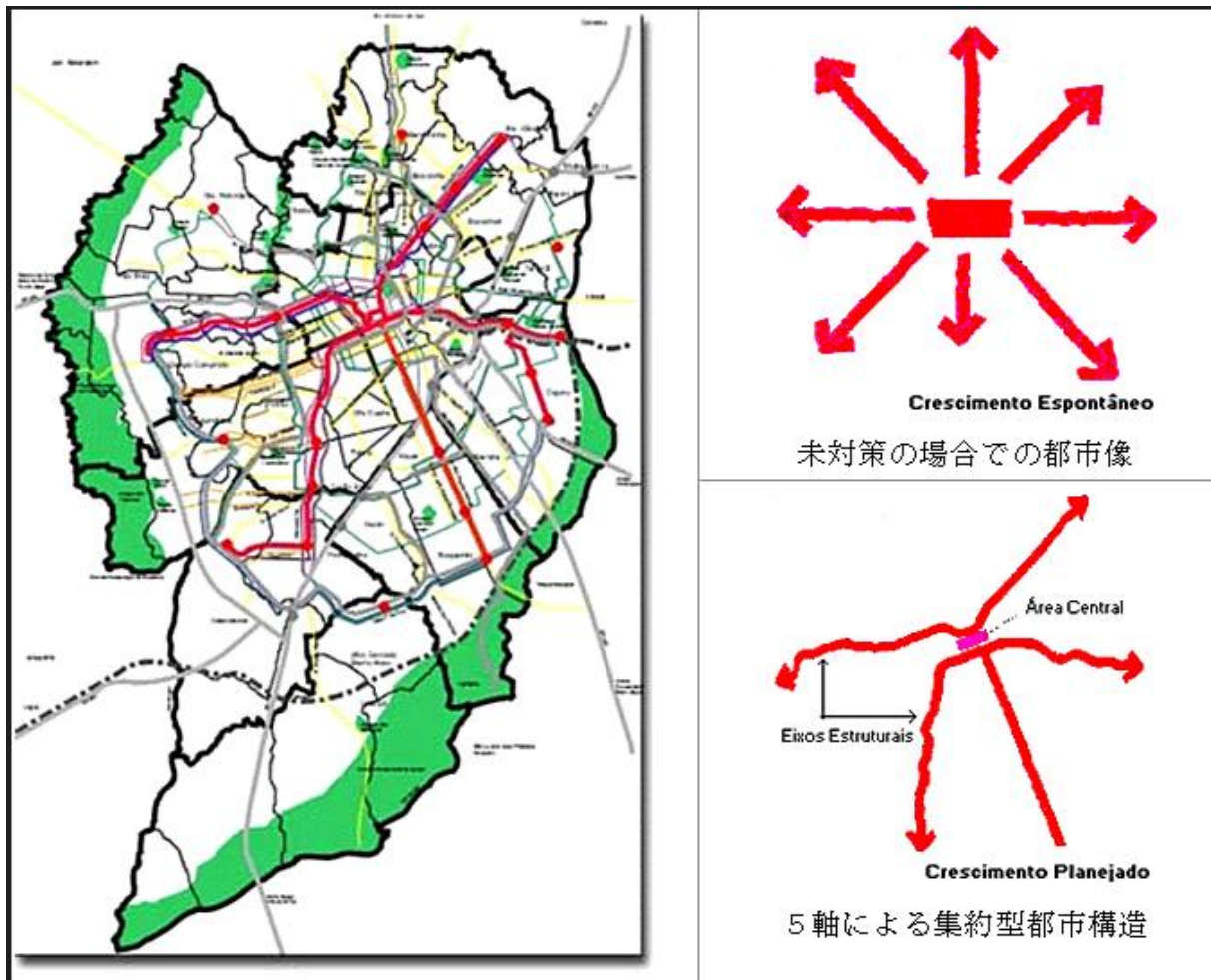


表3 資源配分計画

都市のステージ	都市の課題／ 代表的な地域	ソリューション	資源配分
急速な都市への人口流入／ 都市化急ピッチ／ 高齢化漸増・急増	第一段階／第二段階： 都市化への対応／ 東南アジア、南アジア、東アジア、 サブサハラ	① 都市の将来像、計画づくり ② 都市の骨格づくり ・基幹インフラ整備、都市基盤整備 ＜手段＞ ・都市開発マスタープラン、セクターマスタープラン、フィージビリティスタディ、有償/無償資金協力、官民連携、技術協力	80%
緩やかな都市への人口流入 都市人口の安定／ 都市化安定／ 高齢化率急増	第三段階： 都市の環境改善、量から質に転換／ 中近東、中南米、中央アジア、大洋州	③ 都市基盤・住環境・まちづくり ・都市環境の改善、質的向上、都市の効率性改善 ・ゾーニング、開発管理(開発規制/誘導、許認可、保全)、参加型まちづくり、TOD、区画整理、再開発、開発利益還元型開発、住環境改善 ＜手段＞ ・有償/無償資金協力、官民連携、技術協力	10%
都市人口の減少／ 都市化減／ 高齢化率高水準漸増	第四段階： 高齢化への対応、都市のコンパクト化／ 欧州、東南アジア・中南米の一部	④ サステナブルな都市開発マネジメント ・地域活性化、都市の効率性改善 ・都市・地域活性化 ＜手段＞ ・都市開発マスタープラン、無償資金協力、官民連携、技術協力	10%

表4 ファイナンスのイメージ

	技協	有償	無償	公的資金	民間資金	開発利益還元	税収増・起債
都市開発マスタープラン、基幹インフラ、面的整備等 計画策定、能力強化	○						
基幹インフラの整備		○	○	○	○	○	○
都市基盤及び住環境等 面的開発		△	△	△	○	○	○

表5 短期研修:都市・地域開発分野に関する課題別研修

【地理空間】	国家基準点管理の効率化と利活用 国家測量事業計画・管理
【都市計画／都市開発・都市交通・地域開発】	都市計画総合(英語圏 / 仏語圏アフリカ) 都市問題解決のための都市開発手法(TOD、土地区画整理、市街地再開発その他) 持続的な都市開発のための都市経営／持続的な都市開発のための都市経営(B) スマートシティ実現に向けた手法・アプローチ 都市交通総合 都市公共交通(鉄道、バスなど) 国土・地域開発政策
【建築】	持続可能な住宅・建築政策(脱炭素化建築、グリーン住宅金融、アフォーダブル住宅等) 建築防災
【物流】	中米経済統合のための物流ロジスティックス能力強化
【文化等】	博物館とコミュニティ開発

表6 開発パートナーとの協働

主要なプレーヤー 開発パートナー	都市開発マスター プラン	自身の協力プログラムの ための都市計画	セクター計 画	基幹インフラ 整備	面的開発 TOD、都市・住環境整備
JICA	○ 技術協力	○ 情報収集確認調査	○	○	○ 技術協力による計画策定 が多く実施のための資金 協力は限定的
世 銀、ADB、AfDB、 IDB 等		○	○	○	○
UN-Habitat 等					○ 住環境整備に強み

表7 まちづくりクラスターの進捗、成果モニタリング

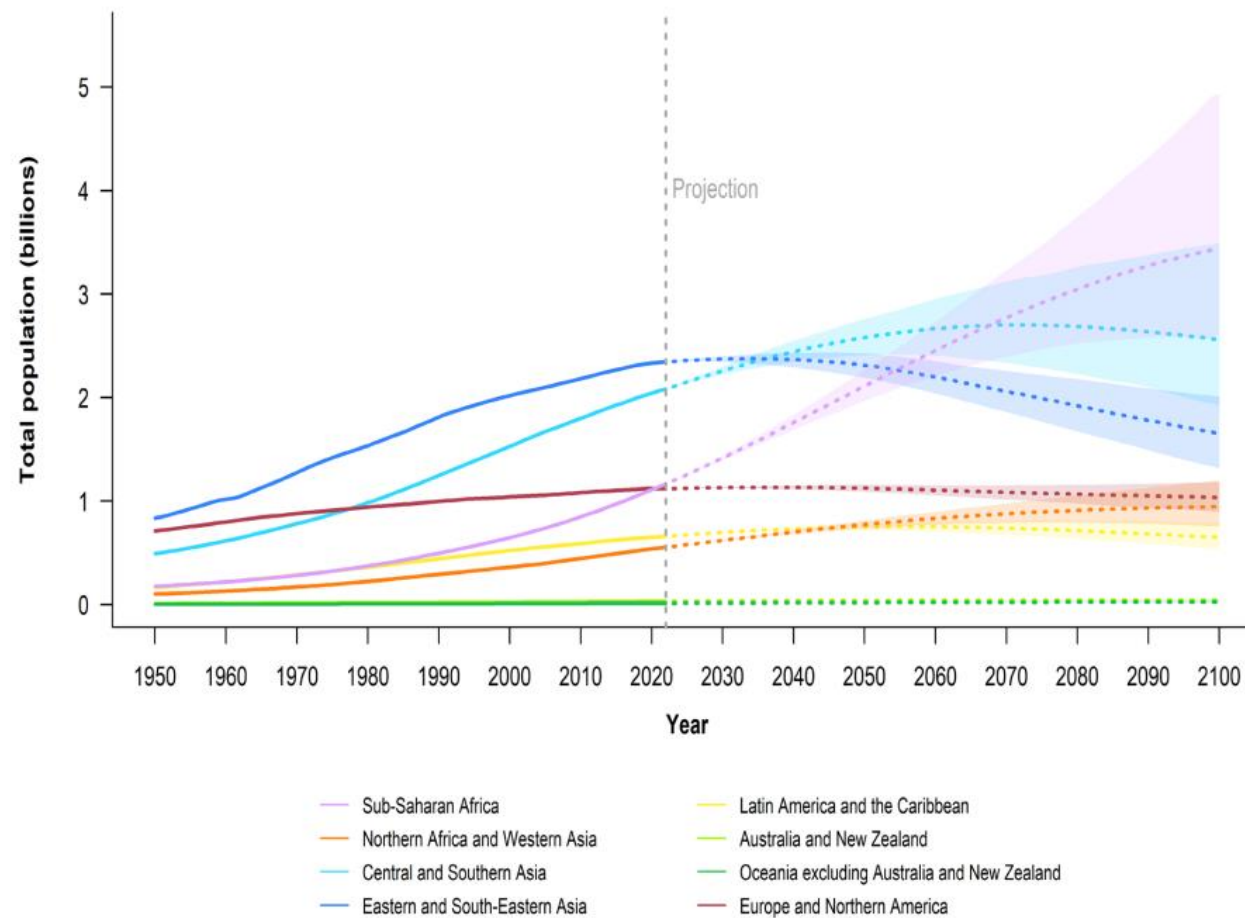
	まちづくりクラスターのアウトカム	指標の入手手段/ 関連する SDGs ゴール 11 のターゲット指標
成果目標と指標	最終成果: グリーン、レジリエント、インクルーシブな都市の発展を、デジタル等新しい技術を適切に活用の上、実現・継続できるサステナブルな都市を増やす 【指標】 2030 年までに、20 都市で都市開発(計画立案、制度構築、開発管理及び誘導・規制等を含む計画の実施、住民参加等)を改善する 【指標:都市数】 ① 2030 年までに都市計画マスタープランが更新された都市【指標:都市数】 ② 2030 年までに都市計画マスタープランに沿って開発許可が行われている都市【指標:都市数】 ③ まちづくりクラスター事業戦略に参加することで何らかの環元があった日本の地方自治体¹³⁴【指標:日本の地方自治体数】	【指標入手手段】 ・UN-Habitat、世界銀行、UNESCAP 等から ・JICA 調査等から 【参考:Goal11】 住み続けられるまちづくりを
	中間成果: 都市計画マスタープランに沿って、基幹インフラの整備が行われる。 【指標】 ① 公共交通や上下水道、廃棄物等の基幹インフラ／公共サービスへのアクセスが改善した人口の増加【指標:人口数】 ② 都市内における自然災害(地震、洪水等)への強靱性が向上した人口の増加【指標:人口数】 ③ まちづくりクラスター事業戦略に参加した日本の地方自治体【指標:日本の地方自治体数】	【指標入手手段】 ・UN-Habitat、UNESCAP 等から ・JICA 調査等から 【参考:関連する Goal11 ターゲット】 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 11.2.1 公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合(性別、年齢、障害者別) 11.1 2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 11.1.1 スラム、インフォーマルな居住地及び不適切な住宅に居住する都市人口の割合 11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 11.5.1 10 万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数 11.5.3 災害によって起こった、重要インフラへの被害及び基本サービスの途絶件数 11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 11.6.1 発生した都市ごみ全体のうち、収集され、管理された施設で処理された都市ごみの割合(都市別) 11.6.2 都市部における微粒子物質(例:PM2.5 や PM10)の年平均レベル(人口で加重平均したもの)

		11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 11.7.1 各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均(性別、年齢、障害者別) 11.b 020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 11.b.2 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 11.4.1 全ての文化及び自然遺産の保全、保護及び保存における総支出額(資金源別(公的部門、民間部門)、遺産のタイプ別(文化、自然)、政府レベル別(国、地域、地方、市))
	直接成果: プロジェクトを展開している都市/自治体において、ネットゼロ・レジリエント、インクルーシブな都市計画マスタープランが策定され、そのために必要な計画策定能力が強化される 【指標】 ① 2030 年までに地理空間情報等の基礎情報が整備された都市数【指標:都市数】 ② 2030 年までに都市計画マスタープランが策定された都市数(都市交通マスタープランを含む)【指標:都市数】 ③ 2030 年までに都市計画マスタープランで気候変動緩和への貢献量が明示された都市数【指標:都市数】 ④ 2030 年までに都市計画マスタープラン策定に係る研修受講者数【指標:開発途上国の関係者の都市・地域開発分野の JICA 研修／招へい受講者数】 ⑤ まちづくりクラスター事業戦略に参加した日本の地方自治体【指標:日本の地方自治体数】	【指標入手手段】 ・UN-Habitat、世銀等から ・JICA 調査等から 【参考:関連する Goal11 ターゲット】 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 11.3.1 人口増加率と土地利用率の比率 11.3.2 定期的かつ民主的に運営されている都市計画及び管理に、市民社会が直接参加する仕組みがある都市の割合

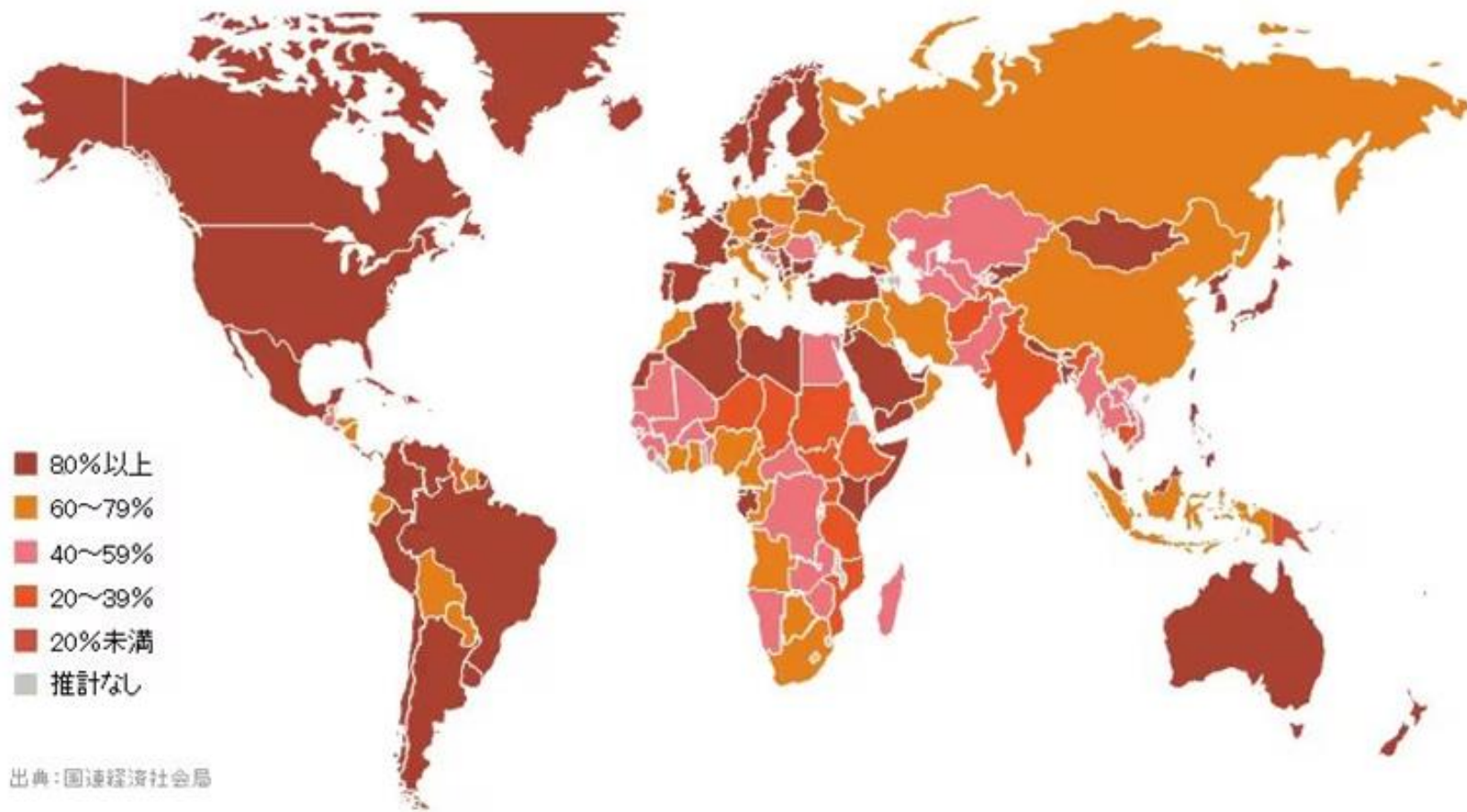
	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	自立
(2)シナリオの中間アウトカム(発展段階の状態、等)	【状態】 都市化、都市問題に対し、計画的な対応をするための都市計画がない	【状態】 都市計画はあるが、それに沿った都市開発が出来ていない	【状態】 開発を誘導するための基幹インフラは整備されつつあるが、都市環境、住環境の改善が出来ていない	【状態】 外的、内的変化に適切に対応できない	【状態】 持続可能な都市開発マネジメント能力が備わる
中間アウトカムのモニタリング指標					
都市計画 MP	無	有	有	有	
計画への住民参加	無/機能していない	有だが十分でない/機能していない/一部機能していない	有/一部機能していない	有/機能している	
MP 承認	無	有/実施のメカニズムが無い/弱い	有/実施のメカニズムが有る/実施率は高くない	有/実施のメカニズムが有る/実施率は高い	
MP 踏まえた公共交通の整備	無	バス中心 軌道系整備	軌道系ネットワーク整備、バスとの連携 機関分担率の上昇	公共交通の一体的な整備・運用 主要な交通手段・サービスの拡充	
MP 踏まえた上下水・廃棄物処理の整備	無	基幹インフラ/施設整備	基幹インフラ/施設のネットワーク整備	サービス拡充	
自然災害対応の土地利用、インフラ整備	無	有だが十分でない/機能していない/一部機能していない 基幹インフラ/施設整備	有/開発規制のメカニズム・基準が有る/実施率は高くない	有/開発規制のメカニズム・基準が有る/実施率は高い	
開発規制法制度	無/機能していない	ゾーニング条例等の開発規制制度はあるが十分でない/機能していない/一部機能していない	有/一部機能していない	有/機能している	
開発許認可	無/機能していない	有だが十分でない/機能していない/一部機能していない	有/一部機能していない	有/機能している	
開発誘導法制	無/開発規制・許認可がない	機能していない	一部機能しているが不十分	有/機能している	
自然・伝統・文化財の保護	無/機能していない	有だが十分でない/機能していない	有/一部機能していない	持続的な保護 自然・伝統・文化財を生かしたまちづくり	
面的開発の手段	無/機能していない	有だが十分でない/機能していない	有/いくつかの区画整理/TOD	展開	
人口増加率/土地利用面積拡大率	人口増加率<土地利用拡大率	人口増加率<土地利用拡大率	人口増加率≒土地利用拡大率	人口増加率>土地利用拡大率	
(3)シナリオの直接アウトカム	・都市開発マスタープランが策定される ・計画策定能力が強化される。	・都市開発マスタープランに沿って、交通、上下水道、廃棄物処理等の基幹インフラの整備が行われる。	・都市開発マスタープランに沿って、土地利用、開発規制/開発誘導、都市基盤及び居住環境の面的改善がなされる。 ・文化、歴史、自然遺産の保護・保全等がされる。	・都市計画が更新される。 ・マスタープランに即した都市開発管理が行われる。	
直接アウトカムのモニタリング指標	・都市開発マスタープラン整備状況 ・都市計画マスタープラン策定プロセスで市民参加率 ・計画策定のための能力が向上した職員数	・公共交通へのアクセスが改善した人口の増加 ・公共サービスへのアクセスが改善した人口の増加 ・自然災害への強靱性が向上した人口の増加	・開発許認可にかかる能力が強化された都市数 ・文化、歴史、自然遺産等を生かしたまちづくりが行われた都市数/自治体数	・都市計画マスタープラン更新状況 ・都市開発への民間投資件数 ・他都市への展開数	
(4)ソリューション(インプット→アウトプット)	①計画策定 ・都市開発マスタープラン策定 ・家庭訪問調査/ステークホルダー会議の実施 ・都市計画策定に関わる職員の能力強化	②計画の実施(基幹インフラ整備) ・基幹インフラ整備、公共交通、上下水等インフラ及び廃棄物処理サービスの強化、改善	③計画の実施(面的改善) ・開発の許認可にかかる能力強化 ・面的開発手法の法制度 ・区画整理の計画策定/実施 ・公共交通志向型開発の計画策定/実施	④計画の更新、PDCA 確立 ・都市開発マスタープラン更新／能力強化 ・デジタル等新技術を用いた計画の更新支援 ・資金動員支援	

Figure III.2

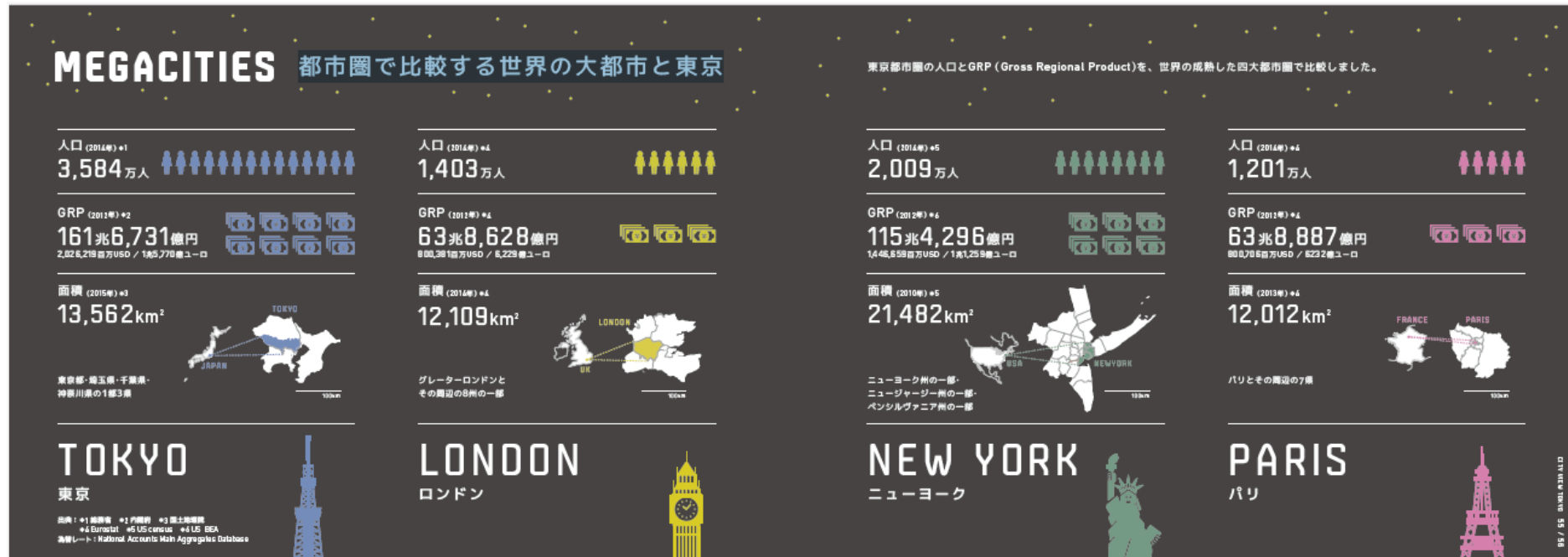
Population by SDG region: estimates, 1950-2022, and medium scenario with 95 per cent prediction intervals, 2022-2100



2030年の都市人口の割合



別紙3:都市圏で比較する世界の大都市と東京の人口と面積



東京都ホームページ([CITY VIEW TOKYO \(tokyo.lg.jp\)](http://city-view.tokyo.lg.jp))

別紙4:日本と諸外国における人口・経済と交通システムの状況

順位・国	人口・経済					交通システム							
						交通インフラの普及状況					交通インフラの利用状況 (交通分担率)		
	人口(百 万人)	高齢人口 の割合	都市人口 の割合	人口密度 (人/km ²)	1人当たり GNI(\$)	運転免許 保有者率	人口当 り自動車 保有台数 (台/人)	道路密度 (km/ km ²)	鉄道密度 (km/ km ²)	人口当 り航空乗 客数 (人)	鉄道	自動車等	バス
第1位 ノルウェー	5.2	16.3%	80%	14	93,530	-	0.61	0.62	0.01	5.8	4.9%	89.4%	5.7%
第2位 スウェーデン	9.8	19.6%	86%	24	57,900	65.4%	0.54	1.28	0.02	1.0	9.5%	83.2%	7.3%
第3位 英国	65.1	18.1%	83%	269	43,700	72.1%	0.55	1.72	0.06	2.0	8.7%	86.0%	5.3%
第4位 スイス	8.3	18.0%	74%	210	84,550	-	0.59	1.73	0.09	3.2	19.1%	75.2%	5.7%
第5位 オランダ	16.9	17.9%	90%	503	48,850	65.0%	0.53	5.00	0.07	2.1	10.8%	86.1%	3.0%
第6位 デンマーク	5.7	19.0%	88%	134	60,270	-	0.49	1.73	0.05	1.5	9.3%	80.8%	9.9%
第7位 アイルランド	4.6	13.2%	63%	67	52,550	54.5%	0.50	1.37	0.03	24.6	3.0%	80.4%	16.7%
第8位 スペイン	46.4	18.9%	80%	93	28,380	56.7%	0.59	1.32	0.03	1.3	6.7%	81.4%	11.9%
第9位 イスラエル	8.4	11.2%	92%	387	35,770	47.5%	0.35	0.94	0.06	0.7	-	-	-
第10位 日本	127	26.0%	93%	348	38,840	64.6%	0.60	3.35	0.05	0.9	16.4%	61.2%	2.7%
第11位 ドイツ	81.7	21.1%	75%	234	45,790	-	0.60	0.51	0.09	1.4	8.4%	85.6%	6.0%
第12位 アイスランド	0.3	13.7%	94%	3	50,110	68.1%	0.87	0.13	-	11.4	0.0%	88.6%	11.4%
第13位 フィンランド	5.5	20.3%	84%	18	46,560	67.7%	0.70	0.23	0.02	1.8	5.3%	85.0%	9.7%
第14位 オーストラリア	23.8	15.0%	89%	3	60,050	71.0%	0.72	0.11	-	2.9	-	-	-
第15位 カナダ	35.8	16.1%	54%	49	47,250	70.1%	0.64	0.10	0.01	2.2	-	-	-
第16位 フランス	66.5	18.9%	80%	122	40,710	62.7%	0.58	1.92	0.05	1.0	9.9%	84.8%	5.3%
平均	31.9	17.7%	82%	155	52,176	63.8%	0.59	1.38	0.05	4.0	8.6%	82.1%	7.7%

注 1: 交通の利用状況(交通分担率)で、日本の自動車等は平日の自動車と二輪車の合計。

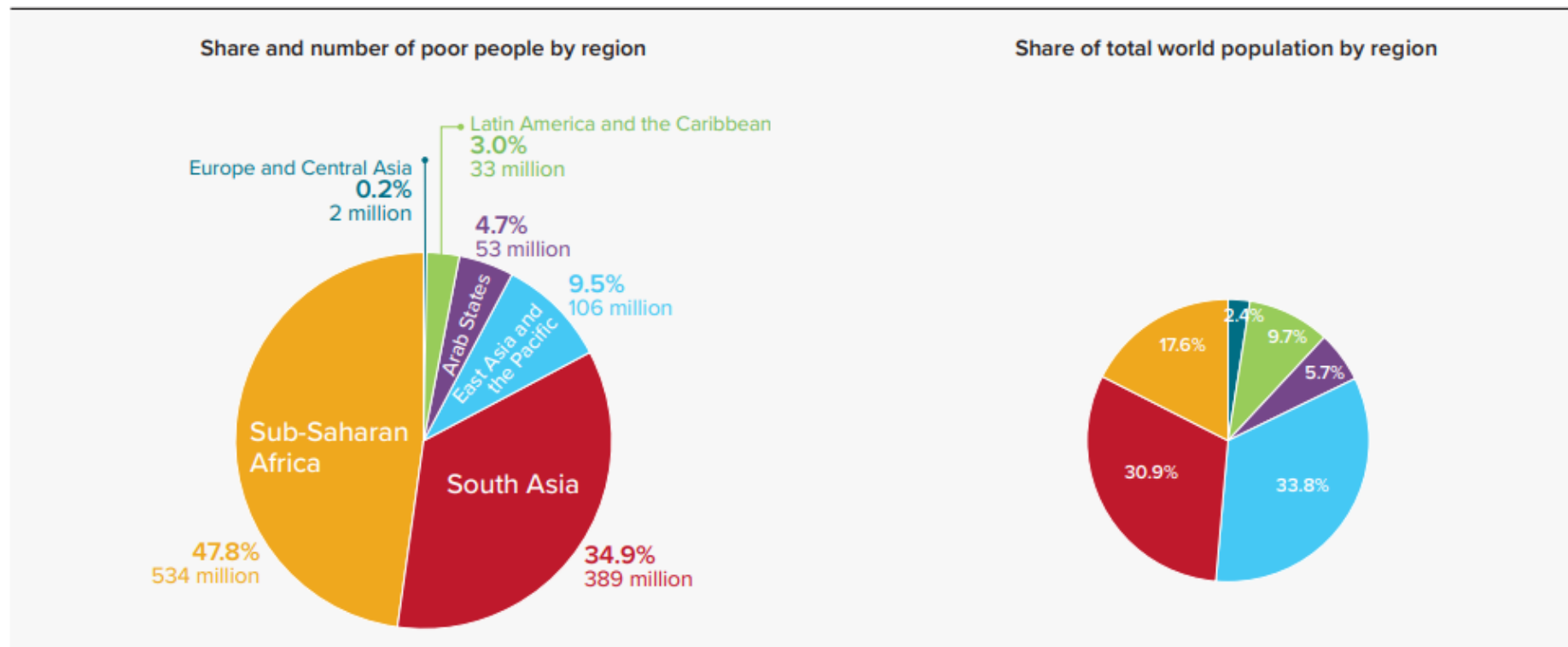
注 2: 墨色は、各国のそれぞれの項目のデータが日本と同様に、平均を上回る・下回ることを表す(例:人口であれば、日本は平均値を上回っているため、上回っている国を墨色にしている)。

注 3: 日本については交通インフラ利用状況(交通分担率)について、歩行者等が 19.7%あるため表中の数字を積算しても 100%にはならない。

資料: 人口・経済は「World Development Indicators 2017」(世界銀行)、交通システムで道路延長・鉄道延長・人口当たり航空乗客数は「IMD World Competitiveness Yearbook 2017」(International Institute for Management Development)、欧州諸国の交通分担率は Eurostat、日本の交通分担率は「平成 27 年度全国都市交通特性調査結果(速報版)」(国土交通省)、その他は「国際道路交通事故データベース」(International Road Traffic and Accident Database : IRTAD)より作成

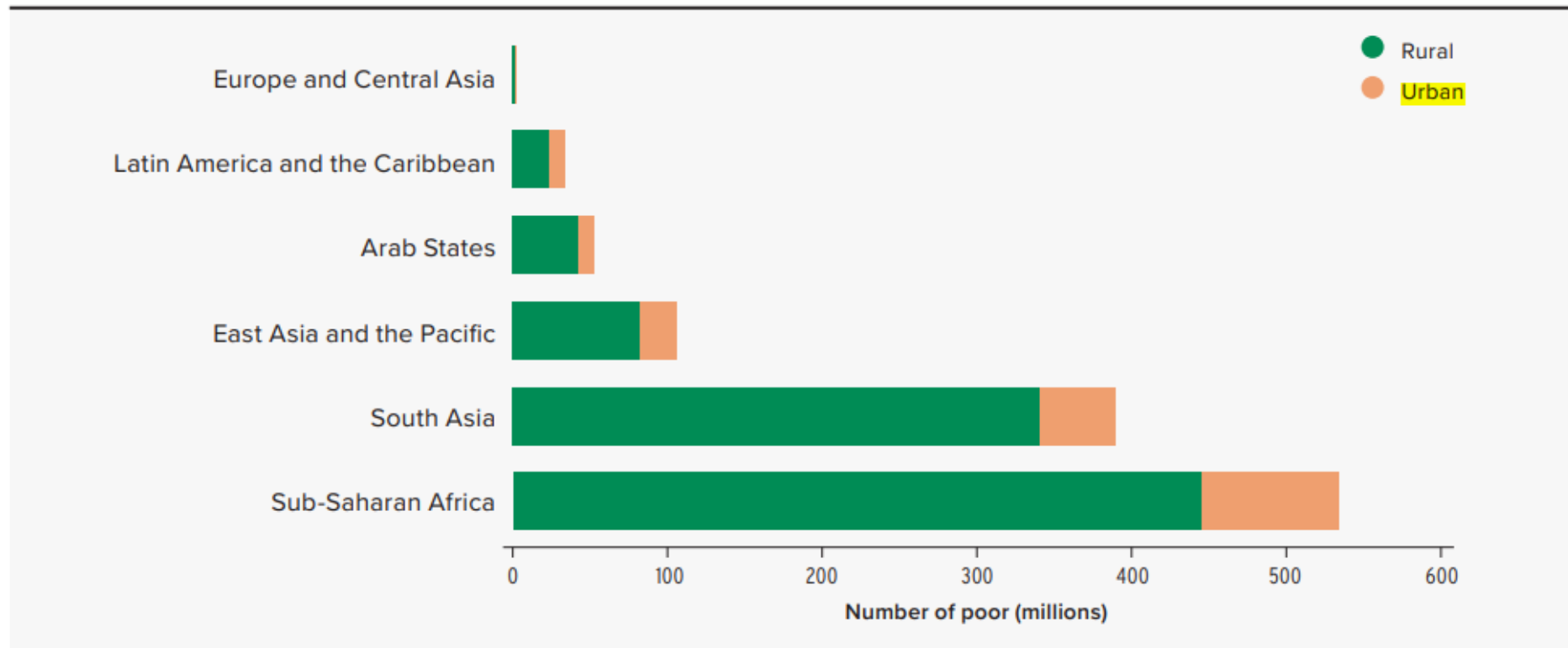
海外における交通安全対策に関する調査(内閣府 平成 30 年 3 月)<https://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/h29/index.html>

別紙5：世界の地域毎の貧困層の人口



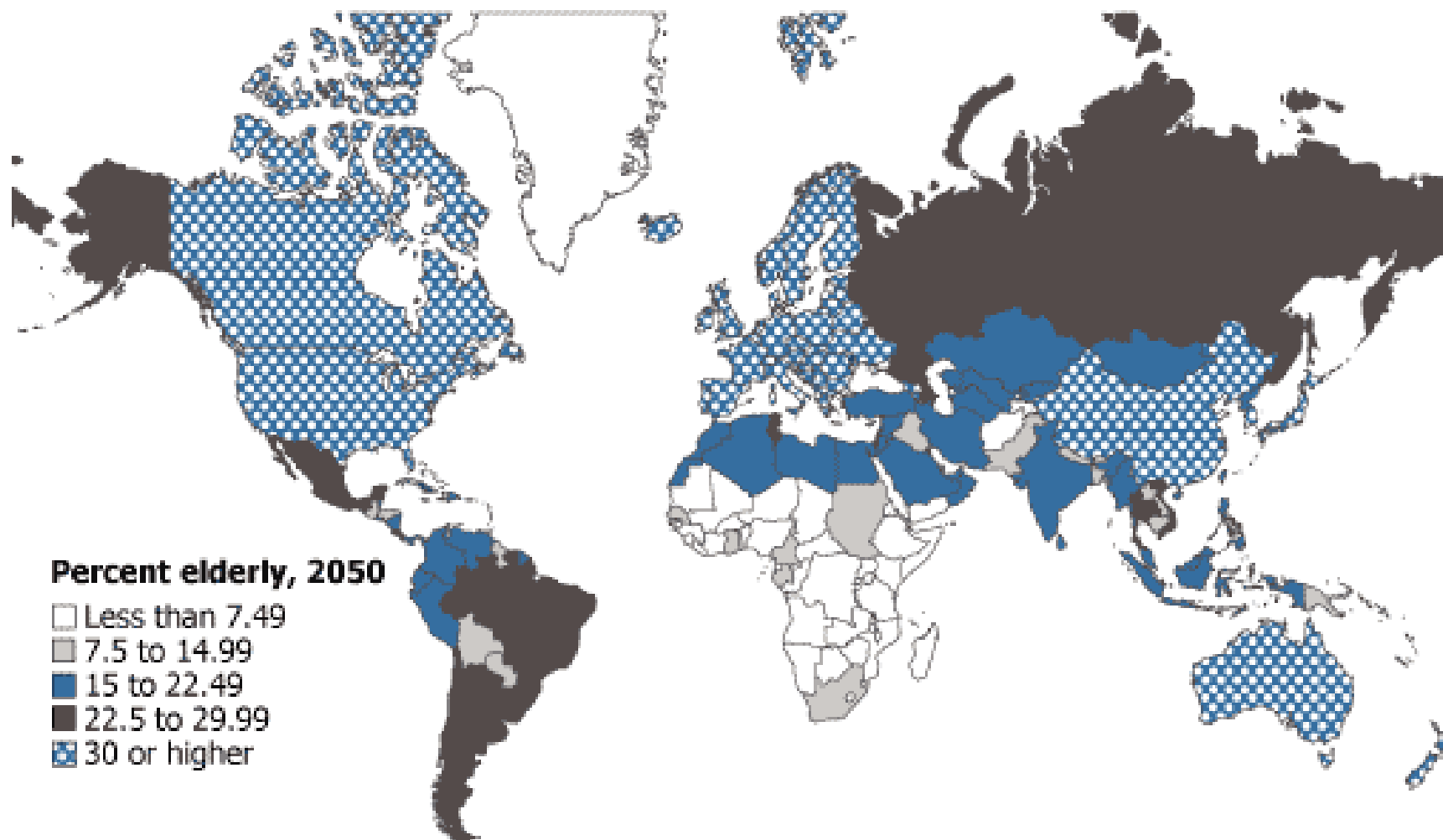
GLOBAL MULTIDIMENSIONAL POVERTY INDEX 2023 [2023mpireporten.pdf \(undp.org\)](https://data.unhcr.org/en/publications/2023/03/global-multidimensional-poverty-index-2023)

別紙6：世界の地域毎の都市貧困層の人口、地方貧困層の人口



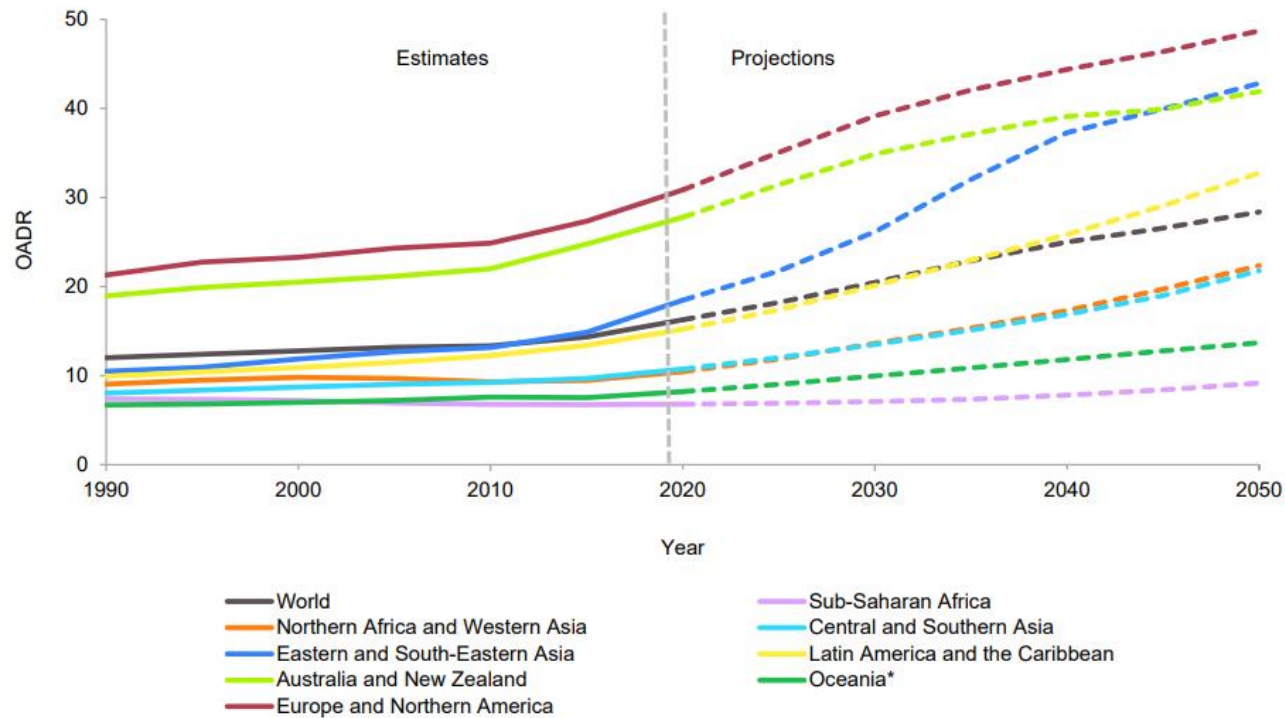
GLOBAL MULTIDIMENSIONAL POVERTY INDEX 2023 [2023mpireporten.pdf \(undp.org\)](https://hdr.undp.org/publications/global-multidimensional-poverty-index-2023)

別紙7:世界の高齢化率(国別)



[A Critical Window for Policymaking on Population Aging in Developing Countries | PRB](#)

Figure 5.
Estimated and projected old-age dependency ratios by region, 1990-2050



Source: United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2019). *World Population Prospects 2019*.

*Excluding Australia and New Zealand

The old-age dependency ratio (OADR) is defined as the number of old-age dependents (persons aged 65 years or over) per 100 persons of working age (aged 20 to 64 years).

This metric approximates the implied economic dependency associated with a growing share of the population at older ages. The OADR is one of the most commonly used indicators for monitoring changes in the age structure of populations.

脚注リスト

- ¹ JICA は、2003 年 10 月の緒方貞子理事長の着任直後から、貧困削減や人間の安全保障、平和構築等の課題におけるインフラの役割について調査研究を行い、その成果を「[社会基盤整備分野における開発援助の経験と展望に関するプロジェクト研究 \(2004\)](#)」にとりまとめ、発表した。同報告書では、“人々のためのインフラ”の視点でインフラを再定義し、人に立脚し現場に根差した目標設定、都市における様々な分野課題への総合的なアプローチ、都市とその周辺地域を結ぶプロポアデザイン等を提案した。本まちづくりクラスターは、その原点に立ち返り、人に立脚し現場に根差して、人々の生活を支え、より便利に、より人間らしく生活していくための場づくりに向けた総合的なアプローチにより人間の安全保障に貢献する目的を反映して、サブタイトルを“人々のためのまちへ (Cities for People)”とする。
- ² JICA パンフレット参照 ([SustainableCity-PR_Bro \(jica.go.jp\)](#))。
- ³ 人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実現するため、個人の保護と能力強化を通じて、豊かで持続可能な社会づくりを促す考え方（外務省ホームページ [人間の安全保障 \(mofa.go.jp\)](#)）。
- ⁴ “都市部地域を持続可能な開発へと向かう正しい軌道に乗せることができれば、実質的にすべての SDGs の進展にプラスの影響がもたらされる可能性が高まる”（クリストファー・ドール [都市は持続可能な開発目標 \(SDGs\) において中心的な役割を果たすべきである - 国連大学 \(unu.edu\)](#))
- ⁵ まちづくりの定義の例：“一定の地域に住む人々が、自分たちの生活を支え、便利に、より人間らしく生活していくための共同の場を如何につくるかということ。その共同の場が「まち」である。まちづくりの対象は①ものづくり、シゴトづくり、クラシづくり、シクミづくり、ルールづくり、ヒトづくり、コトおこし”（まちづくりの発想 田村明 1987）。まちづくりは、“①住みよい物的な空間をつくること、②その中で営まれる暮らしづくり、③そこで生活しそれらを進める主体をつくりだす「人づくり」を含む”（まちづくりの構想 西山卯三 1990）。
- ⁶ ネットゼロの都市への転換を目指し、公共交通機関の利用促進と公共交通を中心としたコンパクトな都市。
- ⁷ 持続可能な都市/コミュニティの定義の例”First, Sustainable Communities are environmentally sustainable in terms of cleanliness and efficiency. Second, Sustainable communities are resilient to social, economic, and natural shocks. They are well prepared for natural disasters, which are increasing in intensity and frequency due to climate change. Third, Sustainable Communities are inclusive communities. They bring all dimensions of society and all groups of people—including the marginalized and vulnerable—into their markets, their services, and their development. And finally, Sustainable Communities are competitive communities that can stay productive and generate jobs for members of the community.” [Sustainable Cities and Communities: Development news, research, data | World Bank](#)
- ⁸ 東京圏を例にとると、世界の大都市と比べて、人口規模に対しコンパクトな土地利用であると言える（別紙3「都市圏で比較する世界の大都市と東京の人口と面積」参照）。都市に人口が流入し都市が成長している段階でも、コンパクトな土地利用を目指すことは、インクルーシブ、気候変動緩和に有利な都市構造を形成する観点から重要である。それは、現在少子高齢化に直面する日本の都市が抱える課題、経験から、将来的な人口安定、あるいは人口減少時における公共インフラや公共サービスの運営維持管理負担の軽減につながると言える。
- ⁹ 都市化の要因として、産業、情報、人材などの集積があり、教育や就業の機会も多く、農村部と比べて高い所得が得られるという期待等から、都市周辺の農村から大規模な人口流入が発生すること等があげられる（国土交通省ホームページ [68_6.pdf \(mlit.go.jp\)](#)）。
- ¹⁰ 生活の視点で都市計画（葉袋奈美子 室田昌子 加藤仁美 2016）
- ¹¹ Participatory and Community-Driven Development in Urban Areas (World Bank 2015)
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/423581468127795248/pdf/ACS14468-REVISED-PUBLIC-WorldParticipCommDevInUrbAre-web.pdf>
- ¹² 日本では自治会、町内会等の“地縁型コミュニティ”、NPO 等の“テーマ型コミュニティ”、その両方の性質を有する管理組合やまちづくり協議会等が地域コミュニティとしてあげられる（生活の視点で都市計画（葉袋奈美子 室田昌子 加藤仁美 2016））。

-
- ¹³ 別添2「図2 SDGs ゴール11（都市・地域開発）の関係するSDGs ゴール・ターゲット」Financing Sustainable Urbanization: Counting the Costs and Closing the Gap (UN-Habitat, 2020) [sdg_11_synthesis_report_2023_v11_0_4.pdf \(unesco.org\)](#)
- ¹⁴ Financing Sustainable Urbanization: Counting the Cost and Closing the Gap (2020, UN-Habitat)
- ¹⁵ 都市計画の世界史（講談社現代新書 日端康雄 2008）
- ¹⁶ 現代都市のための9か条、現代都市の9つの欠陥（Ohmsha 西沢大良 2023）
- ¹⁷ 都市政策のこれまでの歩み（[Microsoft Word - H200513_”.Šj ± U.doc \(mlit.go.jp\)](#)）
- ¹⁸ 都市開発マスタープランは、日本では、私権である財産権への直接的な制約を伴わない“非拘束的”なものであるが、イギリス、ドイツ、フランス、ドイツ等の他先進国でも、基本的には非拘束的な計画となっている（諸外国の都市計画の仕組み（大谷幸夫 1988）、生活の視点でとく都市計画 薬袋奈美子 室田昌子 加藤仁美 2016）。
- ¹⁹ 諸外国の都市計画の仕組み（大谷幸夫 1988）から、日本の都市計画体系の改訂を踏まえて記載。
- ²⁰ 英国都市計画マスタープラン（中井検裕、村木美貴 1998）
- ²¹ Quality of Life (QoL) は、我が国では、2000年に旧厚生省が「障害者・児施設のサービス共通評価基準」の中で“日常生活や社会生活のあり方を自らの意思で決定し、生活の目標や生活様式を選択できることであり、本人が身体的、精神的、社会的、文化的に満足できる豊かな生活”と説明したことが最初の公の定義とされている。 <https://www.n-seiyo.ac.jp/library/kiyo/tkiyo/08pdf/t0814.pdf>
- ²² ウェルビーイングは、内閣府によれば、“身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表す”非常に広い概念とされており、その指標には、“ア）主観的 Well-being 指標（例：生活満足度、自己肯定感、住環境に満足している割合） イ）生活の質を示すアウトカム指標（例：文化芸術活動への参加率、子供の貧困率等”等が含まれるとしている。ウェルビーイングは主観的な満足度、クオリティオブライフは生活の質を客観的な指標で示したものと言える。
- ²³ COVID-19 in African Cities <https://www.uneca.org/sites/default/files/TCND/ARFSD2021/Exhibition/Covid%20in%20African%20cities.pdf>
- ²⁴ 世界的に、都市に関する一様の定義はないが、各国の統計において、自治体の人口密度に応じ都市と地方に区分されることが一般的である。都市化は、地方との対比で“都市”に定義される人口の割合であり、都市化率の変化は、①自然増、社会像、それらを踏まえた自治体の人口密度の変化による都市/地方区分の変更によるとされている（WUP, 2018）。
- ²⁵ 市街地整備に関する現状と課題 <https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001309784.pdf>
- ²⁶ Urban Climate Action The Urban Content of the NDCs: Global Review 2022 unhabitat.org/sites/default/files/2022/12/ndc_urban_content_2022_report.pdf
- ²⁷ 日本において、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をしている地方自治体は432、同自治体の住民人口は合計1億1,118万人 [bunkakai_netzero_1.pdf \(mlit.go.jp\)](#)
- ²⁸ 生物多様性の保全と持続可能な利用を主流化することにより、都市部と人口密集地域の緑地空間及び親水空間の面積と質、連結性、アクセス及び恩恵を持続可能な形で大幅に増加させるとともに、生物多様性に配慮した都市計画を確保することで、在来の生物多様性、生態学的連結性及び健全性を向上させ、人間の健康と福利及び自然とのつながりを改善し、包摂的かつ持続可能な都市化と生態系の機能及びサービスの提供に貢献する。（環境省ホームページより 000107439.pdf (env.go.jp)）
- ²⁹ この章は、次の資料を踏まえて記載（World Population Prospects 2022 ([wpp2022_summary_of_results.pdf \(un.org\)](#)) [World Population Prospects - Population Division - United Nations](#)）、World Urbanization Prospects 2018 ([World Urbanization Prospects The 2018 Revision \(un.org\)](#)) [World Urbanization Prospects - Population Division - United Nations](#)）、World Population Ageing 2019 (<https://digitallibrary.un.org/record/3846855/files/WorldPopulationAgeing2019-Highlights.pdf?ln=en>))。
- ³⁰ 巻末の「別紙5：世界の地域毎の貧困層の人口」参照。
- ³¹ 巻末の「別紙6：世界の地域毎の都市貧困層の人口、地方貧困層の人口」参照。
- ³² UNDP は、統計が入手可能な110か国61億人の人口情報から11億人がMultidimensional Poverty Index (MPI) に基づく貧困状態にあると推計している。MPIは①Health (Nutrition, Child mortality) , ②Education (Years of schooling, School attendance) , Living Standard (Cooking fuel, Sanitation Drinking water, Electricity, Housing, Assets) のIndicator からなる (GLOBAL MULTIDIMENSIONAL POVERTY INDEX 2023 [2023mpireporten.pdf \(undp.org\)](#))。

-
- ³³ World Urbanization Prospects 2018
- ³⁴ World Population Prospects 2019 (UNDESA 2019)
- ³⁵ COVID-19 in African Cities [Covid in African cities.pdf \(uneca.org\)](#)
- ³⁶ Global Action Plan Leaving No One and No Place Behind [GAP.pptx \(unhabitat.org\)](#)
- ³⁷ クリストファー・ドール [都市は持続可能な開発目標 \(SDGs\) において中心的な役割を果たすべきである - 国連大学 \(unu.edu\)](#)
- ³⁸ Most urban growth occurring in African cities (based on spatial imagery) appears to occur in urban centers with populations between 300,000 and 500,000. (The Dynamics of Systems of Secondary Cities in Africa, 2022, City Alliances)
- ³⁹ 全て当てはまるものではないが、都市のライフサイクルを表す理論として、都市の発展段階論 (L.H.クラークセン) がある。1980 年代に、クラークセンが、ヨーロッパの 148 都市のデータの分析を通して「都市の発展段階論」の循環モデルを提唱。これは、都市が時間の経過の中で、人口流入による都市の成長 (都市化) → 都市人口の郊外への流出 (郊外化) → 都市の衰退 (逆都市化) → 都市の衰退への対応、再開発等による人口の再流入 (再都市化) を繰り返すとするもの。
- ⁴⁰ SDGs Goal 11 [SDGs \(持続可能な開発目標\) 17 のゴール その 11 | 日本 SDGs 協会 \(japansdgs.net\)](#)
- ⁴¹ 国際連合広報センター
https://www.un.org/ja/activities/economic_social_development/sustainable_development/sustainable_development_goals/cities/
- ⁴² New Urban Agenda [nua_handbook_14dec2020_2.pdf \(unhabitat.org\)](#)
- ⁴³ UN-Habitat Final Draft Strategic Plan 2020-2025 5122018_0.pdf (unhabitat.org)
- ⁴⁴ [Communique_JA.pdf \(mlit.go.jp\)](#)
- ⁴⁵ https://www.mlit.go.jp/report/press/content/Kagawa_Takamatsu_Principles_JA.pdf
- ⁴⁶ <https://www.worldbank.org/en/topic/urbandevelopment/overview#2>
- ⁴⁷ ジェンダー平等、女性のエンパワーメントへのインパクトを考慮すること (https://www.unfpa.org/sites/default/files/admin-resource/thematic%20note%201_gender_final.pdf)。
- ⁴⁸ 英国都市計画とマスタープラン (中井検裕 村木美貴、1998)
- ⁴⁹ この点は強みでもあり、弱みでもあるとの指摘有 (都市計画の世界史 日端康雄、2008)
- ⁵⁰ 課題の一例として、ルサカのインフォーマル市街地がある。植民地時代からインフォーマル市街地の形成が始まっていたが、独立後は、植民地時代から引き継いだ計画居住地を想定した都市農村計画法で規定される土地制度、都市計画制度が住宅供給の制約要因となり、費用のかかるフォーマルな開発では応えられない急増する住宅需要をインフォーマル市街地が吸収する形で拡大した (アジア・アフリカの都市コミュニティ (城所哲夫・志摩憲寿・柏崎 梢 編 2015) 第 8 章 ルサカのインフォーマル市街地における空間マネジメント (梶原悠)。
- ⁵¹ 日本の交通手段の特徴として機関分担率からみると、自動車が高く、公共交通が高いことが伺える (巻末の資料編「別紙 7 : 日本と諸外国における人口・経済と交通システムの状況」参照)。
- ⁵² 巻末資料編の「別紙 8 : 都市圏で比較する世界の大都市と東京」参照
- ⁵³ 都市計画とまちづくりがわかる本 (小林郁雄等 2011)
- ⁵⁴ 人間の安全保障 (外務省ホームページ [\(ODA\) 重要政策 人間の安全保障 | 外務省 \(mofa.go.jp\)](#))
- ⁵⁵ SDGs and Japan: Human Security Indicators for Leaving No One Left Behind (JICA 2019 [SDGs_Japan_EN.pdf \(jica.go.jp\)](#))
- ⁵⁶ 持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組 (外務省 [SDGs_pamphlet.pdf \(mofa.go.jp\)](#))
- ⁵⁷ 不安定な雇用に生計を依拠する人々 (JICA ホームページ [社会保障・障害と開発 | 事業について - JICA](#))。
- ⁵⁸ 人口減少社会のデザイン (広井良典、2019)
- ⁵⁹ 歴史と文化の町並み事典 (文化庁編集 2015)
- ⁶⁰ 低炭素・循環型のまちづくりについて (国土交通省 [Microsoft PowerPoint - 資料 5 \(確定\) \(mlit.go.jp\)](#))
- ⁶¹ 都市法概説第三版 (安本典夫 2017 年)
- ⁶² ジェンダーや年齢 (高齢者・子どもなど)、障害、民族、貧困などの属性の違いで、街での行動範囲や経路、利用パターン等に違いが見られることが分かっている。属性の違いによる異なるニーズを都市計画やまちづくりに反映できるよう、家庭訪

問調査等の住民インタビュー等では、適切なサンプリングにより各属性の意見を抽出することが重要である。

⁶³ コロナ禍によって、都市のあり方そのものが変わるとの議論があったが、その後、ワクチンの広がり等により、議論は沈静化。今後の都市へのインプリケーションとして、都市構造そのものを変えていくことは現実的ではないことから、建築の工夫での対応、3密の回避に象徴される、通気性、開放性、公共スペースの重要性等が注目されている（現代都市のための9か条 西沢大良）。

⁶⁴ タクティカルアーバンイズム（マイク・ライドン他 2015）

⁶⁵ 政府の施策におけるスマートシティとは、“グローバルな諸課題や都市や地域の抱えるローカルな諸課題の解決、また新たな価値の創出を目指して、ICT 等の新技術や官民各種のデータを有効に活用した各種分野におけるマネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、社会、経済、環境の側面から、現在および将来にわたって、人々（住民、企業、訪問者）により良いサービスや生活の質を提供する都市または地域”と定義される。内閣府ホームページ
https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/index.html

⁶⁶ スマートシティアプローチの実装を主眼としたプロジェクトとしては、カンボジア国シェムリアップにおける技術協力がある（[シェムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ実装プロジェクト | 技術協力プロジェクト | 事業・プロジェクト - JICA](#)）。また、GIS プラットフォームやデジタル等新技術を活用して、よりオープンに都市計画/都市開発関係者を巻き込んで、都市開発管理メカニズムの強化、都市開発許可制度の改善及び地区レベルの官民協働型開発事業の計画、建築基準策定支援を行ったラオス国ビエンチャンにおける技術協力は、都市の開発管理能力の強化という課題に対しスマートシティアプローチを用いた事例といえる（[都市開発管理・促進能力強化プロジェクト | ODA 見える化サイト \(jica.go.jp\)](#)）。

⁶⁷ 例えばグリーンインフラ等（国土交通省ホームページ [001713035.pdf \(mlit.go.jp\)](#)）。

⁶⁸ 背景に、これまでの UN-Habitat や世銀等の国際機関との意見交換で得た、「多様な関係者の連携による開発効果の最大化を目指すならば、JICA のクラスターでは、達成する目的、効用に注力してメッセージを発信すべき。意見の多様な国際社会では手段は合意できない可能性もあるので詳述せず自由度を残すべき。」との指摘があった。

⁶⁹ 例えば、まちづくりクラスターの実施に関わるセクター／グローバルアジェンダとして、運輸交通、保健医療、教育、環境管理、持続可能な水資源の確保と水提供、防災・減災を通じた災害リスクの削減等、分野横断的に関わるセクター／グローバルアジェンダとして、公共財政・金融システム、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、デジタル化の促進、気候変動等があげられる。

⁷⁰ 横浜市の都市計画史 横浜市建築局企画部都市計画課 [0006_20230317.pdf \(yokohama.lg.jp\)](#)

⁷¹ 人間都市クリチバ （服部圭郎 2004）

⁷² 国土交通省「低炭素都市づくりガイドライン（概要版）」 [Microsoft Word - パンフ本体 110113_v203（改） \(mlit.go.jp\)](#)

⁷³ JICA のホームページ参照（[プロジェクト概要 | 持続可能な都市開発能力強化プロジェクト | 技術協力プロジェクト | 事業・プロジェクト - JICA](#)）。

⁷⁴ QoL：生活の質の評価指標である、①雇用・経済機会、②生活・文化機会、③居住快適性、④安全・安心性、⑤環境環境負荷性と SDGs のゴール 11 の関係は、11.6 大気環境の向上、11.2 輸送機関へのアクセス確保、11.7 緑地・公開空間アクセス向上、11.6 廃棄物の管理改善に加えて、11.1 住環境改善、11.2 基本サービスへのアクセス確保、11.5 レジリエンスの強化等、多くの点でゴールを共有している。どのターゲット、QoL 指標が重要かは、国、都市単位で異なることはもちろん、人々の主観的な満足度によって異なるとされている（交通・都市計画の QOL 主流化 林良嗣）。

⁷⁵ 2012 年 8 月からミャンマー国ヤンゴン都市圏開発マスタープランおよびヤンゴン総合都市交通計画（マスタープラン）の策定・改訂を支援。同マスタープランにおいて早期に対応すべき課題とされた、洪水被害軽減のための排水路改修、主要道路の渋滞要因対策等を実施する「ヤンゴン都市開発事業」のセクターローンが形成された。[ヤンゴン都市開発事業 | ODA 見える化サイト \(jica.go.jp\)](#)

⁷⁶ 2013 年に技術協力により実施された「中核都市包括的開発機能強化プロジェクト」でバングラデシュの 5 つの中核都市を対象に、インフラ整備計画の策定及び行財政改善のためのアクションプログラムを策定し、72 件のサブプロジェクトが提案された。その成果を踏まえ、2014 年に当該 5 つの中核都市に対する行財政改善支援として円借款を供与し、40 件のサブプロジェクトを実施した。[包括的中核都市行政強化事業 | ODA 見える化サイト \(jica.go.jp\)](#)

⁷⁷ モロッコにおける地方自治体インフラ支援事業 [再開後の出融資案件 | 事業について - JICA](#)

⁷⁸ インドネシアにおける低中所得者層向け住宅ローン支援事業

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/schemes/finance_co/loan/ku57pq00002cd4yh-att/202205_ind_01.pdf

- ⁷⁹ 米国における企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査報告書（東京都主税局委託調査 2013 年） [米国における企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査報告書 \(tokyo.lg.jp\)](#)
- ⁸⁰ 開発利益還元型の事例と持続可能な都市鉄道経営への課題（武藤雅威 2019） [sympo46-18.pdf \(jitri.or.jp\)](#)
- ⁸¹ 2025 年度から、西バルカン 4 国（ボスニアヘルツェゴビナ、北マケドニア、アルバニア、コソボ）を対象とした「都市公共交通の管理運営（国別研修）」を実施予定。同様の取り組みを地形図分野で、西バルカン諸国、アフリカ東部を念頭に検討中である。
- ⁸² 2017 年 7 月にワシントン DC の世界銀行本部で行われた第四回ディープダイブの成果文書「The 4th High Level Dialogue between the World Bank Group and JICA at the World Bank, Washington DC Outcome Document - Infrastructure and Resilience」 Infrastructure and Resilience Thematic の Session II. Sustainable Urban Development にて、“Master plan approach for realizing sustainable urban development: Through Urbanization Reviews (World Bank) and Urban Master Plans (JICA), both institutions have shown how planning and analysis can support leaders to make tough choices on development by providing diagnostic tools to identify policy distortions and analyze investment priorities. JICA and the WBG will continuing to exchange updated information on studies and related projects (for horizontal collaboration) and indicative list of potential projects for collaboration and co-financing (for vertical collaboration).”と、合意した実績有。
- ⁸³ Rescuing SDG 11 for a Resilient Urban Planet（United Nations, 2023） [Rescuing SDG 11 for a resilient urban planet | UN-Habitat \(unhabitat.org\)](#)
- ⁸⁴ 無償資金協力「ルサカ南部地域居住環境改善計画」 <https://www.jica.go.jp/Resource/zambia/office/activities/project/07.html>
- ⁸⁵ 円借款「都市環境改善事業」 [Microsoft Word - 最終評価報告書（和文版）_都市環境改善事業 \(jica.go.jp\)](#)
- ⁸⁶ 連携協定、覚書締結機関（地方自治体）の 2018 年時のリスト： [list01_material_06.pdf \(jica.go.jp\)](#)
- ⁸⁷ https://yamatogokoro.jp/inbound_interview/53042/
- ⁸⁸ “「オープンシティ」とはすべての市民が自分らしく幸せに生きることを追求し、釜石市内外の多様な人々のつながりが育まれ、異なる考えや意見に寛容で、かつ変化や困難を受容する再起力（レジリエンス）の高い、開かれた地域社会の在り様” https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2020051900010/file_contents/senryakur2.pdf。
- ⁸⁹ [0043_20181012.pdf \(yokohama.lg.jp\)](#)
- ⁹⁰ <https://www3.nhk.or.jp/lnews/kitakyushu/20240415/5020015470.html>
- ⁹¹ 海外協力隊のグローバルプログラム（https://www.jica.go.jp/volunteer/glocal_program/index.html）
- ⁹² ノウハウに関しては、例えば、地方自治体連携に特化したホームページ（都市連携プログラム：City Partnership Program（CPP） [パートナーシップ \(worldbank.org\)](#)）を作り、パートナーシップ関係にある都市の強みや特徴等を訴求したプロモーションを行っている。また、調査研究等により、そういった都市の強みや特徴を科学的に発信している。さらに、研修員受け入れ等の実績があれば、研修員の反応等とともに直ちに更新し、協力いただいた地方自治体にフィードバックする、そういった記録が残ることで、地方自治体の関係者にとっても国際協力への理解が広がる、といったこと等がある。
- ⁹³ JCODE ホームページ [J-CODE（一般社団法人海外エコシティプロジェクト協議会）とは - j-code](#)
- ⁹⁴ 2023 年度は 2024 年 3 月の第三回全体交流会でグローバルアジェンダ、まちづくりクラスターの方向性について紹介。
- ⁹⁵ Financing Sustainable Urbanization: Counting the Costs and Closing the Gap (UN-Habitat, 2020) [sdg_11_synthesis_report_2023_v11_0_4.pdf \(unesco.org\)](#)
- ⁹⁶ [イギリスの都市計画：歴史と背景 \(globalpea.com\)](#)
- ⁹⁷ Urbanization is a complex socio-economic process that transforms the built environment, converting formerly rural into urban settlements, while also shifting the spatial distribution of a population from rural to urban areas. It includes changes in dominant occupations, lifestyle, culture and behavior, and thus alters the demographic and social structure of both urban and rural areas (Montgomery and others, (2004) Cities Transformed: Demographic Change and its Implications in the Developing World. London: Earthscan.)
- ⁹⁸ スラムクリアランスを可能にする法改正（P262 都市計画の世界史 日端康雄）
- ⁹⁹ 道路の幅員、壁面線、建物範囲の空地、建物の高さ規制等
- ¹⁰⁰ 都市計画の世界史（講談社現代新書、日端康雄）

-
- ¹⁰¹ 温室効果ガスについて、先進国の排出削減について法的拘束力のある数値目標などを制定
- ¹⁰² 最初の都市計画法、新たに開発される見込みの土地に対する開発規制の計画が中心、キーコンセプトとしてアメニティ（①公衆衛生、②快適で美しい生活環境、③歴史的価値と優れた芸術、デザインの保存）を導入、従来の警察規制ではなく、行政主体に自由裁量権を広く認める制度
- ¹⁰³ 人口2万人以上の町において都市計画制度の実施を義務化
- ¹⁰⁴ ゾーニング計画、市街地及びその予定地を住居地域、工業地域等の特定用途に区分、建物数や空き地の制限
- ¹⁰⁵ 私有財産としての土地の財産権の絶対性を否定、全ての土地利用について、公私を問わず詳細な計画に基づき公正に決定するとした、開発権・土地利用権の公有化、「計画なくして開発無し」の理念のもと、計画規制の概念を明確化
- ストラクチャープラン（広域地域）とローカルプラン（部分の都市/地区）の二層の都市計画システム導入
- ¹⁰⁶ 条例住宅地の密度見直し、総合的に環境改善するプログラムを用意
- ¹⁰⁷ 都市計画の重点を公共施設整備に置き、都市計画事業を道路、橋梁、河川、鉄道、公園等に限る
- ¹⁰⁸ [環境問題の歴史 | 日本の大気汚染の歴史 | 大気環境の情報館 | 大気環境・ぜん息などの情報館 | 独立行政法人環境再生保全機構 \(erca.go.jp\)](#)
- ¹⁰⁹ まちづくりの構想（西山卯三 1990）
- ¹¹⁰ イギリス、プロシャ、アメリカの制度を取り入れ、都市計画区域、地域地区（住居、工業・商業地域、工業特別地区、防火地区、美観・風致・風紀地区）、都市計画制限、都市施設（道路、公園、下水道）、土地区画整理事業、都市計画審議会等の制度の導入
- ¹¹¹ 背景に、人口及び産業の都市集中に伴い、都市及びその周辺地域において、市街地が無秩序に拡散、公害の発生等都市環境の悪化と公共投資の非効率の弊害の顕在化があった。市計画決定権の地方自治体への委譲、市街化区域と市街化調整区域の区分の創設、開発許可制度の創設等を行った。また、都市計画の理念として次を明記した。“都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。（都市計画法第2条）
- ¹¹² 都市への人口集中による過密化と不合理な土地利用により、都市機能の低下や都市環境悪化。
- ¹¹³ 都市化の急激な進展に伴い、樹林地、草地、水辺地等が急速に減少。既存の良好な自然的環境を積極的に保全するとともに、植栽等による市街地の緑化を推進し、良好な都市環境の形成をはかる必要性。
- ¹¹⁴ 総合的な市街地景観の保全を全国に先駆けて制度化（京都の観光力を支える「歴史的町並み保存」と観光振興の考察 石本東生 [ja \(jst.go.jp\)](#))
- ¹¹⁵ 大都市地域における住宅問題の深刻化に対処して、大量の住宅地の供給を図り住宅の建設を促進する必要。
- ¹¹⁶ 伝統的建造物群保存地区：城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存活用計画を定めた（[伝統的建造物群保存地区 | 文化庁 \(bunka.go.jp\)](#)）。
- ¹¹⁷ 地区計画制度を創設。地区レベルの計画を策定し、これに基づき民間の開発行為、建築行為を適正に規制、誘導。国民の高度化、多様化する欲求に応じて身の回りの快適性、都市の美しさの創造など総合的な居住環境を形成していくうえからも地区レベルの計画の重要性が増大。
- ¹¹⁸ 新たに都市機能の更新等を主目的とする都市の再開発事業の施行権能の付与。財投資金を用いた国営公園における特定公園施設の建設等。
- ¹¹⁹ 用途地域の詳細化。市町村 MP の導入。“市町村は、都市計画に関する基本方針を定めようとするときには、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする”、と市民参加を義務付け。市民参加による原案作成、市民提案、市民主体のまちづくり活動の本格化。
- ¹²⁰ 本格的復興を迅速円滑に進めるための被災市街地復興推進地域の創設。土地区画整理事業等を推進するための事業手法の拡充。復興に必要な住宅供給確保のための特例措置。
- ¹²¹ 大規模小売店舗立地法（大店立地法）により大規模店舗の出店に際して周辺的生活環境保持に配慮を求める。中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進に関する法律（中心市街地活性化法）により、空洞化の進行する中心市街地の活性化を図る。改正都市計画法により、まちづくりの観点から大規模店舗の立地規制などを可能にする <https://www.mlit.go.jp/houritsuan/164-7/01.pdf> 。

-
- ¹²² [訪日外国人動向 2023 - 観光統計 - JTB 総合研究所 \(tourism.jp\)](#)
- ¹²³ 1991 年バブル崩壊、2008 年リーマンショック、2020 年コロナ禍で一時的に転入ペースが落ちたが、東京への一極集中は長期的トレンド。[人口の東京一極集中が再加速 22 道県は流出拡大 - 日本経済新聞 \(nikkei.com\)](#)
- ¹²⁴ 急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できていないことを踏まえ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、都市の防災機能を確保することを目的。大都市における民間活力を生かした再生に加えて、コンパクトシティ、都市のスポンジ化等の施策が打ち出される。
- ¹²⁵ 経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化等により、個性ある美しい町並みや景観形成が求められ、各地で景観条例の制定等の取組。良好な景観の形成を国政の重要課題として位置付け、地方公共団体の取り組みを支援するための法的な仕組みの必要性。
- ¹²⁶ 地域住民の移動手段を確保する観点から、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて地域の関係者が合意している場合において、市町村、特定非営利活動法人等が国土交通大臣の登録を受けたときは、自家用自動車による有償旅客運送を可能とする制度を創設。関係者の調整により路線バスの廃止などを進める場として地域公共交通会議が設けられた。[道路運送法等の一部を改正する法律案について \(mlit.go.jp\)](#)
- ¹²⁷ 地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定めた法律。バスやタクシー以外の交通手段に関する協議や調整の場について、法定協議会と総合連携計画策定の仕組みが用意された。[公共交通政策：関連法令等 - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](#)
- ¹²⁸ 歴史上価値の高い建造物を核とした歴史的風致が急速に消失。貴重な資産である歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを積極的に支援する。
- ¹²⁹ 2005 年に発効した京都議定書で、温室効果ガスについて、先進国の排出削減について法的拘束力のある数値目標などを制定。本法律では、社会経済活動その他の活動に伴って発生する CO₂ の相当部分が都市において発生していることを踏まえ、都市の低炭素化の促進に関する基本方針を策定するとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成や特別の措置、低炭素建築物の普及の促進のための措置を講じることにより、都市の低炭素化の促進を図る。
- ¹³⁰ 公共交通の整備・維持に関する基本理念をまとめた法律。第 9 条で地方自治体が地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが規定された。[交通政策基本法 | 条文 | 法令リード \(hourei.net\)](#)
- ¹³¹ 地方都市では、高齢化が進展、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。こうした状況を踏まえ、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成するとともに、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくりを行う。これらにより、多極ネットワーク型で、公共交通を軸として歩いて暮らせるコンパクトシティの形成を目指す。[スライド 1 \(mlit.go.jp\)](#)
- ¹³² ここでいう都市環境には、都市のインフラ／施設、都市的なサービス、住環境等を含む。
- ¹³³ [環境的に持続可能な交通\(EST\)ポータルサイト EST データベース \(estfukyu.jp\)](#)
- ¹³⁴ 関係人口・交流人口増、インバウンド需要の喚起、グローバル人材の育成、地域活性化の触媒、シティプロモーション、地元企業・技術の海外進出、担い手確保・人材確保等。